

# 令和7年度 第2回南島原市行政改革推進委員会 会 議 次 第

日時：令和7年7月24日（木）

午後1時30分～

場所：南島原市役所

西有家庁舎2階F会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

### (1) 第4次南島原市集中改革プラン令和6年度実績報告について

#### 【資料】

- ・資料1 第4次南島原市集中改革プランの実績報告の概要
- ・資料2 第4次南島原市集中改革プラン 令和6年度実績報告（案）

### (2) 第5次南島原市集中改革プランの項目検討について

#### 【資料】

- ・資料3 これまでの行政改革の取組と第5次南島原市行政改革の基本的な考え方
- ・資料4 第4次南島原市集中改革プラン取組項目の引継ぎ意向一覧

## 3 その他

## 4 閉会

## 南島原市行政改革推進委員会 委員名簿

任期：令和6年10月5日～令和8年10月4日

No	氏 名	住 所
1	くま べ たい よう 隈 部 太 洋	南島原市有家町
2	まつ ぎき ひろ ふみ 松 崎 博 文	南島原市布津町
3	かじ わら まさ おき 梶 原 正 興	南島原市北有馬町
4	にし だ ゆり こ 西 田 由 里 子	南島原市南有馬町
5	かわ もと え み 川 本 恵 美	南島原市深江町
6	たか き てつ や 高 木 哲 也	南島原市加津佐町
7	の なか たか のり 野 中 孝 徳	南島原市南有馬町
8	はやし だ り え 林 田 理 恵	南島原市加津佐町
9	え どう ひさ あき 恵 藤 久 昭	南島原市口之津町
10	もと むら みつ え 本 村 光 恵	南島原市西有家町

(敬称略)

## 南島原市行政改革推進委員会条例

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、南島原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、南島原市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及びその職務を代理すべき委員がともに欠けたときは、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (資料提出の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の各機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日条例第 206 号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 5 号）  
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 12 号）  
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日条例第 9 号）  
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 第4次南島原市集中改革プランの実績報告の概要

## 1. 第4次集中改革プランの概要

本市では、令和3年3月に策定した「第4次南島原市行政改革大綱」に基づき、「簡素で効率的な行政運営の推進」、「健全な財政運営の確立」及び「持続可能な行財政運営」の実現に向け、4つの基本項目を定めるとともに、その具体的な実施計画である「第4次南島原市集中改革プラン」を策定しました。

新たな事業や特徴ある取組を今後進めるために、集中改革プランに基づく事務事業の見直しや歳出の抑制、行政事務の効率化等に取り組んでいます。

【期間】 令和3年度～令和7年度

【基本項目と主な取組】

基本項目	主な取組	取組項目数
選択と集中による行財政運営	・事務事業の見直し、公共施設の適正管理 ・地域協働の推進	14
健全で持続可能な財政基盤の確立	・財政の健全化 ・自主財源の確保	15
スマート自治体の推進	・債権の適正管理 ・歳出の抑制	8
効率的な組織の構築と職員力の向上	・行政手続きのデジタル化、効率化 ・効率的な組織の構築 ・職員力の向上	4

## 2. 令和6年度までの財政効果額実績

○ 財政効果額の内訳（上段：計画／下段：実績）

（単位：千円）

取組項目	財政効果額					合計
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成率	
広告料収入の確保	1,210	1,285	1,340	1,395	102.5%	5,230
	1,270	1,220	1,490	1,430		5,410
ふるさと応援寄付の推進	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	146.6%	4,000,000
	651,868	703,399	1,074,016	1,466,189		3,895,472
遊休財産の利活用	5,000	5,000	5,000	5,000	78.6%	20,000
	10,154	191,987	24,836	3,930		230,907
時間外勤務の縮減※	0	0	0	0	132.9%	0
	△3,797	16,989	34,672	32,712		80,576
定員適正化計画の推進	10,500	56,000	38,500	56,000	206.3%	161,000
	70,000	91,000	98,000	115,500		374,500
計	1,016,710	1,062,285	1,044,840	1,062,395	152.5%	4,186,230
	729,495	1,004,595	1,233,014	1,619,761		4,586,865

※「令和元年度時間外勤務手当決算額（132,200千円）」を基準として、「令和6年度時間外勤務手当計画額（132,200千円）」及び「令和6年度時間外勤務手当決算額（99,488千円）」との差を財政効果額としています。

なお、達成率は時間外勤務手当計画額と決算額をもとに計算しています（資料2の28ページを参照）。

# 第4次 南島原市集中改革プラン

---

(行政改革実施計画)

— 令和6年度 実績報告 —



令和7年7月

南 島 原 市



# 目 次

## 1. 選択と集中による行財政運営

### (1) 事務事業の見直し

1 政策評価による事務事業の総点検	1
2 各種補助金の見直し	2
3 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進	3
4 高齢福祉施設の適正配置に向けた基本方針の策定	4
5 市営住宅の適正規模・適正配置	5
6 公園の適正規模・適正配置基本計画の決定	6
7 市内小中学校適正規模・適正配置基本計画の策定	7
8 社会教育施設の適正配置に向けた基本方針策定	8
9 社会体育施設の適正配置に向けた基本方針策定	9
10 教育文化施設の適正配置に向けた基本方針策定	10
11 指定管理者制度の導入の推進	11
12 コミュニティ原城及び原の館（原城温泉真砂）のあり方について	12

### (2) 地域協働の推進

1 市民団体との協働の推進	13
2 地域運営組織設立支援	14

## 2. 健全で持続可能な財政基盤の確立

### (1) 財政の健全化

1 中期財政計画による財政運営の検証及び財政指標の公表	15
-----------------------------	----

### (2) 債権の適正管理

1 債権管理の適正化に向けた検証	16
2 市税等の滞納徴収強化	17
3 雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化	18
4 保育料の滞納徴収強化	19
5 住宅使用料金の滞納徴収強化	20
6 水道料金の滞納徴収強化	21
7 保護費返還金の滞納徴収強化	22

### (3) 自主財源の確保

1 広告料収入の確保	23
2 ふるさと応援寄附の推進	24
3 遊休財産の利活用	25
4 使用料・手数料の見直し	26

### (4) 歳出の抑制

1 旅費の見直し	27
2 時間外勤務の抑制	28
3 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進	29

### 3. スマート自治体の推進

#### (1) 行政手続のデジタル化

1 マイナンバーカードの取得推進	30
2 各種申請のオンライン化の推進	31
3 工事における電子入札の拡大	32

#### (2) 行政事務の効率化

1 押印申請の見直し	33
2 AI, RPA等の利活用	34
3 電子決裁の推進	35
4 庁内における会議の効率化	36
5 職員の出退勤管理のシステム化による業務の効率化	37

### 4. 効率的な組織の構築と職員力の向上

#### (1) 効率的な組織の構築

1 定員適正化計画の推進	38
2 支所機能の適正配置に向けた基本方針の策定	39

#### (2) 職員力の向上

1 職員の資質向上と意識改革	40
2 公共工事の品質確保	41

基本項目	1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	総務部			
取組項目	(1) 事務事業の見直し	担当課室	財政課			
具体的な取組	1 政策評価による事務事業の総点検					
取組内容	総合計画に掲げる施策ごとにその達成状況等によって評価するとともに、市の全事業の今後3年間の所要額を把握・精査することで、効率的かつ効果的な行政運営を進める。また、評価結果を予算に反映させるとともに市民へ公表することで、透明性の高い市政を実現する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事務事業の点検・評価	計画 実施	実績 実施	実績 実施	実績 実施	実績 実施
評価結果の公表	計画	公表	公表	公表	公表	公表
	実績	公表	公表	公表	公表	公表
施策評価の実施	現計画	-	-	試行	実施	実施
	実績	-	-	試行	実施	実施
令和6年度取組実績		<p>【全ての事務事業（個別事業）の将来額の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業ごとに令和7年度以降の計画額を予算上の「節、細節、説明名称単位（個々の経費の種類ごと）」に令和9年度までの事業費見込額を把握</li> <li>令和6年度当初予算額を超えた場合は増額理由書により原因等を把握</li> </ul> <p>【評価対象事業の少数精鋭化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業や主要な事業のみ評価（次年度の方向性の決定）</li> <li>総合計画の施策単位（複数の事業のまとまり）で評価する「施策評価」を導入</li> </ul> <p>【市単独の補助金等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等見直し内容・経過調書及び個別事業評価調書により現状を把握</li> <li>補助金等の適正化に向けた基本方針に基づき評価（基本方針に基づかない補助金等は改善を指示）</li> </ul> <p>【予算要求との連動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価に基づかない次年度予算要求を認めないこととした。</li> </ul> <p>【評価結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策評価：70施策（公表率100%）</li> <li>新規事業等評価：113事業（公表率100%）</li> </ul>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>所管課において、将来にわたる事業内容・財政計画の検討が不十分である等の理由により、安易な事業の継続などが未だに散見される。一方で、新規事業や大幅な増額が見込まれる事業及び補助金等事業について作成する個別評価調書を最終的に市HPで公表することで、安易な増額に対する抑止力になっている。</p> <p>令和5年度に策定された「中期財政見通し」や「補助金等の見直しにかかる基本方針」と並行して、引き続き更なる歳出抑制と、必要な事業への重点配分を進めることとする。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>安易な事業の継続や根拠に乏しい計画額の計上を抑え、次年度予算の円滑な編成を図るため、令和6年度に引き続き以下に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業ごとに令和8年度以降、令和10年度までの計画額を提出</li> <li>令和7年度当初予算額を超えた場合はその理由を記した増額理由書を提出</li> <li>新規事業や補助金等事業など主要な事業のみ評価する（次年度の方向性の決定）</li> <li>総合計画の施策単位（複数の事業のまとまり）で評価する「施策評価」を実施</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			上記選択理由

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営			担当部局	総務部	
取組項目		(1) 事務事業の見直し			担当課室	人事課・財政課	
具体的な取組		2 各種補助金の見直し					
取組内容		公益性、必要性、妥当性、有効性、公平性の観点から市の全ての補助金を評価するため、補助金等の適正化に向けた基本方針を策定する。また、基本方針に沿って各補助金制度の再検討を行い、補助額や補助対象の適正化を図る。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助金見直し	計画	-	-	基礎調査・方針作成	団体等との調整	補助金見直し	
	実績	-	-	基礎調査・方針作成	補助金等の評価		
		計画					
		実績					
令和6年度取組実績		<p>R6.3 補助金等調書上でR6、R7で見直す旨記載があった補助金について、見直すよう担当部局へ要請</p> <p>R6.5 広報紙に基本方針の概要を掲載</p> <p>R6.6 補助金等調書の令和5年度実績等を反映、市HP上に公表</p> <p>R6.7～R6.10 政策評価制度を通じて各補助金等を実施</p> <p>R6.11～ 評価結果に基づく補助金等の見直し作業実施（各課） 令和7年度当初予算への反映（各所管課による予算要求）</p>					
財政効果額の拠							
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>補助金等の適正化に向けた基本方針（以下「基本方針」と呼称）に沿った補助金等の見直しを促すため、政策評価制度を通じて61の補助金等の評価を行ったが、効果を測定する指標の設定がなされていない補助金、制度の公表を行っていない補助金、会員数が年々減っているものの補助額が減額されていない補助金等が見受けられた。</p> <p>また、団体へ交付している補助金に関しては補助制度改正の説明や補助金等の減額に関する交渉や協議に一定の期間を要するため、政策評価制度を通じた補助金等の見直しに向けた評価が実現するにはおよそ2～3年の期間を要することから、長期的で継続した見直しを促す取り組みが必要である。</p>					
今後の方針	令和7年度	<p>令和7年度は、令和6年度中に評価を行わなかった約130の補助金について政策評価制度を通じた評価を行う予定としている。</p> <p>加えて、令和5年に策定した「中期財政見通し」で設定している令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減）を前提に、補助金等の適正化に取り組む。</p>					
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続				
		上記選択理由	基本方針に適合した補助金等の制度となるよう、継続した見直し作業を行う必要があるため、今後5年間も集中的な改革項目として掲げるもの。				

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	総務部			
取組項目		(1) 事務事業の見直し	担当課室	人事課・管財契約課			
具体的な取組		3 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進					
取組内容		財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置の実現のため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を推進する。また、不要な施設を廃止することによる維持管理コストの削減を図る。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画の活用	計画	見直し	活用				
	実績	見直し	進捗管理	進捗管理	進捗管理		
除却・譲渡施設数	計画	8	7	5	2	0	
	実績	4	5	6	3		
		現計画					
		実績					
令和6年度取組実績		<p>令和8年度までを第1期とした令和2年3月に策定した個別施設計画について、各施設の進捗状況を把握するため次の6項目による進捗状況調査を行った。 (内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 布津地区複合化検討会の開催</li> <li>2. 個別施設計画との進捗状況（計画どおりでない場合は、理由、内容）</li> <li>3. 個別計画の年次計画の入替（地元説明会を前倒しできないか等）</li> <li>4. 政策評価等、他の事務と整合性を図っているか。</li> <li>5. 除却が遅れている施設について、具体的な時期及び除却方法を提示。</li> <li>6. 個別施設計画について意見交換。</li> </ol>					
財政効果額の拠							
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>計画に基づく施設の統廃合が進んでいない。 【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 具体的な統廃合の方法について、理解が進んでいない。</li> <li>2. 財源の確保が難しい。</li> <li>3. 統廃合するにあたり、どの程度の事務量が把握できていない。</li> </ol>					
今後の方針	令和7年度	<p>長年にわたる計画を確実に実現していくためにも、定期的なヒアリングを行い個別施設の進捗状況の把握に努め、計画的に施設の統廃合を進める。 また令和5年度から行政改革の観点から、施設所管課が公共施設分野別の適正規模適正配置基本方針の策定に関する取り組みを進めているため、これと歩調をあわせて、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を強力に進めていく。</p>					
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継 続				
		上記選択理由	本市の人口規模に応じた公共施設の適正規模・適正配置を積極的に取り組む必要があるため。				

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	福祉保健部			
取組項目		(1) 事務事業の見直し	担当課室	福祉課			
具体的な取組		4 高齢福祉施設の適正配置に向けた基本方針の策定					
取組内容		人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、市内高齢者福祉施設等の適正規模・適正配置に向けた基本方針を策定する。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針の策定	計画	-	-	方針たたき台作成	地域との調整	地域との調整・基本方針策定	
	実績			施設の現状把握	地域との調整		
	計画						
	実績						
令和6年度取組実績		<p>令和6年度取組実績は、昨年度実施した施設の現状把握等に基づき、引無田生活館の利活用について関係自治会と協議を行った。          なお、結果としては、自治会より使用可能な期間は、市所有・管理費自治会負担の現状のまま継続して使用したいとの意向を確認。市から、今後は修繕費用等の支出はでききない旨の説明をし、自治会了承済み。建物譲渡・解体等の最終決定については、関係各課と方向性を定め、改めて自治会と協議することとした。</p> <p>【参考】          所管施設は、加津佐総合福祉センター、深江ふれあいの家、老人福祉センター（口之津、北有馬、西有家、有家）、布津福祉センター、デイサービスセンター（有家、布津）、ふかえ勤労者会館、引無田生活館</p>					
財政効果額の拠							
結果の要因の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が老朽化し、経常的な管理経費がかさむことから施設の統廃合は不可欠であるが、各施設とも一定数の利用があり、当面は利用状況の推移を注視しながら進める必要がある。</li> <li>引無田生活館について、関係自治会は継続利用を望んでいるものの、譲渡を受けた後の施設の解体費用等を懸念している。</li> </ul>					
今後の方針	令和7年度	各地域別の長期的な人口推移や地域の特性、高齢者福祉施設等の利用状況などと、維持・改修・施設運営を含めた全ての経費等を勘案のうえ、適正規模・適正配置に向けた基本的な方針の策定を進めていく。					
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続				
		上記選択理由	各施設とも一定数の利用があり、当面は利用状況の推移を注視しながら進める必要がある。引無田生活館は、建物譲渡・解体等について市の方針決定後の協議となるため、今後も取り組みが必要な項目であるため。				

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	建設部			
取組項目		(1) 事務事業の見直し	担当課室	都市計画課			
具体的な取組		5 市営住宅の適正規模・適正配置					
取組内容		市営住宅の適正規模・適正配置及び適正管理を目的として市営住宅長寿命化計画について、令和5年度が見直し時期のにあわせて、今後見込まれる人口減少を勘案した計画に更新し、市営住宅の適正規模、適正配置を進める。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市営住宅長寿命化計画	計画	-	-	計画の見直し	計画の実施	計画の実施	
	実績			計画の見直し (計画策定)	計画の実施		
	計画						
	実績						
令和6年度取組実績		<p>・令和6年3月に見直しを行った「市営住宅長寿命化計画」に基づき、用途廃止となった女島団地の除却工事（2棟）を実施した。 【参考】 平成31年3月に策定していた「市営住宅長寿命化計画」の見直しを行い、今後10年間の計画を令和5年度に策定した。</p>					
財政効果額の拠							
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>・計画期間における事業手法の決定…①集約・再編等の可能性を踏まえた団地・住棟の事業手法の再判定 ②事業費の試算及び事業実施時期の調整による長期的な管理の見直しの作成などを策定。 ・補助事業を活用しながらの実施となるが、市全体の予算編成基準に基づき実施していく必要もあり、「市営住宅長寿命化計画」において計画している年度ごとの事業についても、見直しが必要となってくる。</p>					
今後の方針	令和7年度		<p>・年度ごとに計画した除却・改善事業（工事）を着実に実施していく。</p>				
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	継続				
		上記 選択理由	<p>「市営住宅長寿命化計画」（令和15年度まで）に基づき、計画期間においては継続して適正規模・適正配置に向けた取り組みが必要であるため。</p>				

基本項目	1. 選択と集中による行財政運営		担当部局	建設部		
取組項目	(1) 事務事業の見直し		担当課室	都市計画課		
具体的な取組	6 公園の適正規模・適正配置基本計画の策定					
取組内容	人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、公園の適正規模・適正配置に向けた長期的な方向性を示す基本方針を策定する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	基本方針の策定	計画 実績	- -	方針たたき台作成 都市公園長寿命化計画策定	地域との調整 各公園の状況整理	基本方針策定
	計画 実績					
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設全体で経年劣化による老朽化が進み、修理など改善が必要となっており、公園によっては大規模改修が必要な箇所もある。</li> <li>都市公園、その他の公園ともに、各公園の施設（トイレ・遊具等）や、借地の有無等を整理して、適正規模・適正配置を検討する上での資料作成を行った。</li> </ul>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の集約、廃止の検討を進めていけば、公園周辺地域の意見、今後の管理などについて課題が出てくると思われる。</li> <li>既存の公園は旧町時に整備されたため、町ごとにみると公園の規模や公園数に偏りが見られる。また、その他の公園については、設置された目的（事業）が異なっており（児童公園や農村公園など）、園内に整備されている施設も異なっている。</li> </ul> <p>適正規模・適正配置の方針決定には、それぞれの公園の整備目的等も考慮していく必要がある。</p>				
今後の方針	令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画された長寿命化対策に沿って（都市）公園施設の延命化を図る事業を行っていく。</li> <li>昨年度整理した現状についての検証を行い、方針案の作成に取り組む。また、都市公園については、長寿命化事業（補助事業）を活用して施設の更新を図り、その他の公園については、老朽遊具の撤去や老朽施設の補修を行う。</li> </ul>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継 続			
		上記選択理由	令和7年度に策定予定である基本方針をもとに、公園の適正規模・適正配置に向けた取り組みが必要であるため。			

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	教育委員会事務局			
取組項目		(1) 事務事業の見直し	担当課室	教育総務課			
具体的な取組		7 市内小中学校適正規模・適正配置基本計画の策定					
取組内容		人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置に向けた長期的な方向性を示す基本方針を策定する。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針の策定	計画	-	-	方針たたき台作成	地域との調整	基本方針策定	
	実績	-	-	情報発信・調査	内部検討		
		計画					
		実績					
令和6年度取組実績		令和6年度は、アンケート結果等を基に教育委員会内部で座談会を開催するなどの協議、検討を行った。 また、在り方検討委員会の設置に向け要綱の整備を行った。					
財政効果額の拠出根拠							
結果の要因分析・今後の課題		当初は令和6年度に、在り方検討委員会を設置し、たたき台を基に地域との調整を行う予定であったが、アンケート結果が事務局の想定と乖離があったことなどから、教育委員会内部で情報共有や方針を整理するための意見聴取などの協議、検討に終わった。 令和7年度は、検討委員会の中で基本方針策定に向けた協議を進めて行く。					
今後の方針	令和7年度		令和7年度は、在り方検討委員会を設置し、アンケート結果等を参考にしながら基本方針の策定に向けた協議を進める。				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	取組終了				
		上記選択理由	令和7年度中に基本方針を策定するため。				

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	教育委員会事務局			
取組項目		(1) 事務事業の見直し	担当課室	生涯学習課			
具体的な取組		8 社会教育施設の適正配置に向けた基本方針策定					
取組内容		人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした社会教育施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針の策定	計画	-	-	個別計画との調整	個別計画との調整	基本方針策定	
	実績			地元調整			
	計画						
	実績						
令和6年度取組実績		<p>・令和6年度実績は、昨年度の各地区代表者に説明を行ったことを踏まえ、地区長へ経過の聞き取りを年2回実施した。</p> <p>【参考】 令和5年度は、南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画により、公民館分館（10施設）の譲渡または廃止について、各地区代表者に説明し地区内の各自治会からの意見の集約を依頼。</p>					
財政効果額の拠出根拠							
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投票所、消防施設との併設等にかかる関係各課との調整が必要。</li> <li>意向の確認が取れた地区公民館の予算措置。</li> </ul>					
今後の方針	令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>方針が決定していない各地区（8地区）の地区長へ経過の聞き取りを年2回実施し、基本方針の策定を行う。</li> <li>廃止の回答があった地区公民館（2施設）のうち1地区（西有家公民館里坊分館）の設計業務委託について予算措置。</li> <li>西有家公民館里坊分館の廃止にかかるスケジュールの提示、説明会の開催。</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続				
		上記選択理由	社会教育施設の基本方針を令和8年度策定予定の公共施設等総合管理計画に基づく個別計画に盛り込むことから、個別計画に沿った所管施設の適正配置などを引き続き進める必要があるため。				

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営		担当部局	教育委員会事務局	
取組項目		(1) 事務事業の見直し		担当課室	生涯学習課	
具体的な取組		9 社会体育施設の適正配置に向けた基本方針策定				
取組内容		人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした社会体育施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。				
年度別目標						
指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針の策定	計画	-	-	個別計画との調整	個別計画との調整	基本方針策定
	実績			個別施設計画の実施内容調整	個別施設計画の実施内容調整	
令和6年度取組実績		<p>令和7年度基本方針策定に向けて、令和6年度の実績を考慮して実施内容を調整した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□之津第一体育館解体工事 【契約期間】 令和5年12月21日～令和6年6月14日 【契約金額】 12,827,200円</li> <li>□之津第一体育館解体工事監理業務委託 【契約期間】 令和5年12月25日～令和6年6月29日 【契約金額】 463,100円</li> <li>白木野体育館解体工事 【契約期間】 令和6年9月17日～令和7年1月29日 【契約金額】 35,545,400円</li> <li>白木野体育館解体工事監理業務委託 【契約期間】 令和6年10月1日～令和7年2月27日 【契約金額】 451,000円</li> <li>加津佐ゲートボール場撤去 【契約期間】 令和7年1月21日～令和7年3月21日 【契約金額】 760,100円</li> <li>坂下体育館を教育委員会文化財課へ所管替え (R6. 4. 1付)</li> <li>個別施設計画 (スポーツ施設) 除却計画の見直し</li> </ul>				
財算 政 出 効 果 額 の 拠 根						
結 果 の 要 因 分 析 題 目 ・ 今 後 の 課 題		<p>施設の利用状況等の実情を鑑み、体育館2箇所及びゲートボール場1箇所の除却を行った。 今後の課題等については、特になし。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>個別施設計画の実施内容調整に基づいて、基本方針の策定を行う。</p> <p>【除却計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田平体育館解体工事設計業務委託 (R7. 9-R8. 1予定) (R8年度解体工事予定)</li> <li>・ 慈恩寺体育館解体工事 (R7年度補正予算計上予定)</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加津佐B&amp;G海洋センター艇庫、女島ハウス、バンガロー (R7年度解体工事予定)、跡地にB&amp;G海洋センター複合施設及びバンガローR8年度以降新築工事予定</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継 続			
		上記選択理由	<p>社会体育施設の基本方針を令和8年度策定予定の公共施設等総合管理計画に基づく個別計画に盛り込むことから、個別計画に沿った所管施設の適正配置などを引き続き進める必要があるため。</p>			

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営			担当部局	教育委員会事務局	
取組項目		(1) 事務事業の見直し			担当課室	文化財課	
具体的な取組		10 教育文化施設の適正配置に向けた基本方針策定					
取組内容		人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした教育文化施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針の策定	計画	-	-	方針たたき台作成	地域との調整	基本方針策定	
	実績	-	-	現状把握	施設の集約・廃止検討		
		計画					
		実績					
令和6年度取組実績		資料館等については、公共施設等総合管理計画の基本的な方針により、集約と廃止を検討、利用実績がなかった北有馬歴史民俗資料館を廃止し、今後改修して市埋蔵文化財整理室および保管施設として再利用することとした。					
財政効果額の拠							
結果の要因分析 ・今後の課題		方針のたたき台を作成するように計画していたが、施設の老朽化及び利用状況の現状から、公共施設等総合管理計画の基本的な方針により、集約と廃止を検討、手狭である深江埋蔵文化財整理室を旧北有馬民俗資料館に移転し、市内に分散している市内発掘出土品を、旧北有馬歴史民俗資料館に集約することとなった。また資料館など、利用状況の実情を考慮し再編などにむけた調整を必要とする。					
今後の方針	令和7年度		資料館などについては、公共施設等総合管理計画の基本的な方針により、令和7年度においては、旧北有馬歴史民俗資料館の内部改修工事、令和8年度に深江埋蔵文化財整理室の除却に向けた解体工事設計をおこない、7年度中に整理室の移転作業を行う。既存の資料館などについての方針を検討する。				
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	継 続				
		上記 選択理由	新規施設が設置されることから、既設の資料館などの役割について総合的に見直しや改善する必要があるため。				

基本項目	1. 選択と集中による行財政運営		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 事務事業の見直し		担当課室	管財契約課		
具体的な取組	11 指定管理者制度の導入の推進					
取組内容	民間事業者の活力や発想を取り入れることにより、公の施設にかかる管理運営の効率化及び利用者のサービス向上を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	導入・施設数 (既導入施設含む)	計画 14	実績 14	計画 13	実績 13	計画 13
令和6年度取組実績		<p>【指定管理者選定委員会】開催回数 1回</p> <p>【モニタリング】(年1回実施)</p> <p>・業務の改善や質の高いサービスの提供を図るため、指定管理者制度導入施設に対する評価を実施するとともに、その結果をホームページで公表。</p>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>人件費、光熱費の上昇に加え、利用人員の減少傾向が現れているため、指定管理料では、運営費が賸えていない。令和6年度の指定管理者応募では、南島原市コミュニティ原城・南島原市原の館の2施設の募集に際し、4社の応募があり、新たな事業者による指定管理が行われることとなったが、今後も、福祉関連の施設では、応募者がいないことが想定される。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>利用者の満足度を上げ、利用者のサービス向上を図るため、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れる方針で進める。</p> <p>また、引き続き指定管理の公募、選定委員会の開催に努める。</p> <p>指定管理施設の所管課で、運営の方法や施設管理の効率化に取り組む。</p>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	<p>利用者の満足度を上げ、利用者のサービス向上を図るため、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れる方針で進める。</p> <p>また、引き続き指定管理の公募、選定委員会の開催に努める。</p> <p>指定管理施設の所管課で、運営の方法や施設管理の効率化に取り組む。</p>			

基本項目	1. 選択と集中による行財政運営		担当部局	地域振興部		
取組項目	(1) 事務事業の見直し		担当課室	商工観光課		
具体的な取組	12 コミュニティ原城及び原の館（原城温泉真砂）のあり方について					
取組内容	採算性、地域振興、観光振興等を考慮し、施設機能を維持するための手法を探しながら、持続可能な運営方法等について検討する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コミュニティ原城及び原の館（原城温泉真砂）運営	計画	運営方法の検討	運営方法の検討	方針決定	実施	→
	実績	運営方法の検討	運営方法の検討	方針決定	実施	→
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		令和6年度の指定管理者選定に際し、市の方針に沿った要領を策定し公募を行った。公募については、市内外から4社の応募があり、選考委員会において審査した結果、宿泊施設を運営されている地元事業所が指定管理者に決定した。				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		令和6年度の指定管理者選定において、要領に市の方針を反映させて公募できたため、専門的な知見を持った地元事業所の指定管理者を選定することができた。				
今後の方針	令和7年度		新たな指定管理者（令和7年度から令和11年度）での運営を開始。 採算性や観光振興を考慮した経営を進めているか注視していく。			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	取組終了			
上記選択理由		集中改革プランで掲げた目標を達成したため。				

基本項目	1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	地域振興部			
取組項目	(2) 地域協働の推進	担当課室	地域づくり課			
具体的な取組	1 市民団体との協働の推進					
取組内容	市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し支援を行う。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
まちづくり事業への支援 団体数	計画	3	3	3	3	3
	実績	1	1	2	3	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績	<p>【実施事業】南島原市地域づくり講演事業                  【実施団体】特定非営利活動法人ありま南蛮                  【実施内容】                  天正遣欧少年使節ローマ教皇謁見440年記念 日本二十六聖人記念館長レンゾ・デ・ルカ氏他による講演会を令和7年3月23日開催。                  (目的)                  ・各界著名人の講演による地域づくりに関心を持つ人材の育成                  ・ヨーロッパとの交流啓発による市民の国際交流への関心拡大                  【実施事業】向小屋ジオサイトの保全と周辺環境整備事業                  【実施団体】向小屋ジオパークエターナル愛好会                  【実施内容】                  除草作業や海岸清掃、市の花ひまわりの植栽等による環境整備を実施。また、ジオサイトに関する勉強会を開催し、ジオサイトの周辺環境保全に対する機運を醸成した。                  (目的)                  ・島原半島ジオパークに登録されているジオサイト「G27向小屋海岸の坂瀬川層郡露頭」の保全と周辺環境整備                  【実施事業】原尾地区防災井戸整備事業                  【実施団体】下原尾水道組合                  【実施内容】防災井戸を整備し、安心感ある街づくりを推進した。                  (目的)                  ・災害等により水道が断水した場合に備え、地域住民の水源を確保し自主防災の意識向上を図る</p>					
財政効果額の 算出根拠						
結果の要因分析 ・今後の課題	目標件数3件を達成できた。結果の要因としては、事業の周知及び庁内での情報共有ができたためである。					
今後の方針	令和7年度	広報誌による制度の周知以外の広報手段の検討を進めるとともに、共通掲示板を活用した庁内での周知に努める。また、自主的かつ主体的にまちづくり活動を行う市民団体の育成に努める。				
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	取組終了			
		上記 選択理由	改めて、集中改革プランへの記載について精査した結果、行政改革大綱の主旨である「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」、「持続可能な行財政運営」に寄与する事業ではないと判断したため。			

基本項目		1. 選択と集中による行財政運営	担当部局	地域振興部		
取組項目		(2) 地域協働の推進	担当課室	地域づくり課		
具体的な取組		2 地域運営組織設立支援				
取組内容		将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が自主性を持ち、安心して住み続けられる地域を目指して、市民協働による地域課題の解決を図るため、「地域運営組織」の設立を支援する。				
年度別目標						
指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組内容	計画	地元調査・説明 方向性の決定	モデル地区選定 地区説明	事業中止	事業中止	再検討
	実績	未実施	地元調査・説明 方向性の決定	事業中止	事業中止	
		計画				
		実績				
令和6年度取組実績		取り組みなし。				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		事業を中止していたため。				
今後の方針	令和7年度	組織設立には、地域住民の自主性ややる気が不可欠であり、同時に組織の財政面や運営面には市の協力が必要である。今年度は、県アドバイザー派遣事業を活用しながら、モデル地区選定に向けた協議や集落支援員の導入に向けた協議を進めていく。				
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	取組終了			
		上記 選択 理由	改めて、集中改革プランへの記載について精査した結果、行政改革大綱の主旨である「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」、「持続可能な行財政運営」に寄与する事業ではないと判断したため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 財政の健全化		担当課室	財政課		
具体的な取組	1 中期財政計画による財政運営の検証及び財政指標の公表					
取組内容	健全な財政基盤の確立及び維持を図るため、毎年度の決算を基に「財政計画」の検証を行い、財政指標を公表する。 また、必要に応じて計画の見直しを行う。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	検証・見直し				
財政計画の検証	実績	検証	検証	検証	検証	
実質赤字比率 (%)	計画	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率 (%)	現計画	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	-
実質公債費比率 (%)	現計画	4.9	5	4.7	4.6	5.2
	実績	-4.8	-4.9	-5.2	-5.7	
将来負担比率 (%)	現計画	2.3	4.3	4.9	6.4	9.6
	実績	-	-	-	-	-
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月議会で健全化判断比率及び資金不足比率を報告し、その結果を公表した。</li> <li>・令和5年8月に作成した中期財政見通しに基づく繰上償還を実施した。</li> </ul>				
財政効果額の拠		<p>【参考】各指標の算出方法</p> <p>【実質赤字比率】 一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれだけの割合になるかを示す。</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>※早期健全化基準の数値：12.63%</p> <p>【連結実質赤字比率】 全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれだけの割合になるかを示す。</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <p>※早期健全化基準の数値：17.63%</p> <p>【実質公債費比率】 市の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどれだけの割合になるかを示す。</p> $\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金+準元利償還金）-（特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$ <p>※早期健全化基準の数値：25.0%</p> <p>【将来負担比率】 市の抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどれだけの割合になるかを示す。</p> $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額-（充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高）}}{\text{標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$ <p>※早期健全化基準の数値：350.0%</p>				
結果の要因分析 ・今後の課題		人口減少による交付税など歳入の減少、及び、普通建設事業費・補助費の増加並びに、燃油価格・物価高騰による物件費（管理経費）の増高等により、財務指標の悪化が予想される。				
今後の方針	令和7年度		財政計画（中期財政見通し）による改善計画への着手 ・繰上償還の実施 ・公共施設統廃合への着手 など			
	第5次南島原市集中改革への記載	方向性	継続			
		上記選択理由	財政状況を検証することは安定した財政運営を行う上で必要である。また、健全化判断比率の指標の公表により、市民に本市の財政状況を知ってもらうことは必要な取り組みであるため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	財政課		
具体的な取組	1 債権管理の適正化に向けた検証					
取組内容	債権管理の適正化を図るため、毎年債権管理担当課会議を開催し、債権管理マニュアル等の検証を行い、市民負担の公平性確保及び事務の効率化に努める。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
債権管理マニュアル等の検証	計画	検証・見直し				
	実績	債権管理条例策定	マニュアルの運用	マニュアルの運用	マニュアルの運用	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績	歳入所管部局において、不能欠損・債権放棄事務など債権管理マニュアルに基づき、適切な事務処理を行っている。					
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題	債権管理条例に基づく私債権の債権整理					
今後の方針	令和7年度	必要に応じて債権管理マニュアルの検証・見直し等を行い、市民負担の公平性確保及び事務の効率化に努める。				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	取組終了			
		上記選択理由	令和3年度に債権管理条例を制定し、各債権の所管部局においては、平成30年12月に策定した南島原市債権管理マニュアルをもとに運用されているため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	市民生活部		
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	税務課		
具体的な取組	2 市税等の滞納徴収強化					
取組内容	納税相談や納付指導と共に、生活状況や担税力を把握するため財産調査や家宅捜索を行い、差押などの処分を実施することで滞納未収入金額の減少に努める。また、口座振替の推進や、新たな納付手段の導入など、より納税しやすい環境を整備する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	滞納未収入金額(千円)					
	計画	295,590	289,678	283,884	278,206	272,641
	実績	266,492	261,474	272,358	244,719	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年分収納率は上昇した。 R5 98.16% ⇒ R6 98.31%</li> <li>・年3回の一斉文書催告及び年間を通じての電話催促、文書催告、国保納税相談。</li> <li>・滞納者の財産調査、家宅捜索を実施し、個々の担税力に応じた滞納処分の実施。</li> <li>・長崎県地方税回収機構と共同で文書催告及び差押え。</li> <li>・FP(ファイナンシャルプランナー)による生活改善相談。(年10回計画)</li> <li>・多様な収納方法を確保するため、全国共通納税の4税導入や口座振替のWEB申請導入。</li> </ul> <p>【滞納額の徴収実績 78,200千円 差押 131件 検索 11件 公売 0件】</p>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>未収金の減について概ね順調に推移しており、令和6年度の現年度分の収納率についても上昇した。一方、エネルギーや原材料費等の高騰による基幹産業への影響など、経済的要因による収納率の低下が懸念されるため、収税に関して担税力の見極めと丁寧な説明、折衝力が求められる。</p> <p>また固定資産税においては、相続が進まず管理不十分な不動産や相続放棄などにより、滞納に至るケースが増加している。相続人調査や不動産の差押など専門的な知識を持つ人材を育てていく必要がある。</p>				
今後の方針	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も現年度収納確保に努め、滞納未収金については財産調査や家宅捜索を行い、個々の担税力を把握し、早期に滞納整理を実施していく。</li> <li>・相続人調査や現所有者指定など、順次進めていく。</li> <li>・口座振替の推進や、キャッシュレス収納など新たな納付手段の確保に努める。</li> <li>・口座振替WEB申請の対象金融機関を拡大する。</li> <li>・計画的にジョブローテーションや各種研修会への参加など、人材育成に努める。</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	自主財源の確保と税負担の公平性担保は重要事項であるため、継続して実施していく必要がある。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	福祉保健部		
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	福祉課		
具体的な取組	3 雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化					
取組内容	生活困窮者・多重債務者については、個別相談のうえ償還額を決め、定期的な償還につなげる。 債務者・保証人が死亡または自己破産、遺族の相続放棄により督促する対象者がいない場合は、免責手続きの方法について検討する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	滞納未収入金額(千円)					
	計画	45,654	43,854	42,254	40,854	39,654
	実績	46,846	45,043	43,311	42,701	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に未償還分がある対象者に納付書を送付した。</li> <li>・11月に催告書を送付し、未償還者へ償還催促を行った。</li> <li>・徴収に努めた結果、(67人中)27人から総額610,000円の償還を受け、償還残額は42,700,570円(67人)となった。</li> </ul>				
財政効果額の拠出根拠		8,000千円(毎年度徴収見込み額の累計) (R2年度末見込額 47,653,938円-R7年度末39,653,938円)				
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>償還額は年々減少している状況であり、この傾向は今後も変わらないと考えられる。未償還額20万円以下は7人で、この7人が償還した後は、全額償還者が暫くの間、いなくなると思われる。未償還額80万円以上は24人で、令和6年度末未償還額42,700,570円のうち21,826,438円と全体の51.1%を占める状況である。</p> <p>未償還者の大半が生活困窮者で、中には多重債務者もあり、単年度での償還は見込めない状況である。また、県外在住の未償還者、借りた事実を認めない者、保証人となった事実を否定する者もいる。</p> <p>貸付けを行ってから30年以上経過しており、債務者や保証人が死亡しているケースが増えている。</p>				
今後の方針	令和7年度	生活困窮者・多重債務者については、個別相談のうえ償還額を決め、定期的な償還につながるよう進めていく。債務者・保証人が死亡または自己破産、遺族の相続放棄により督促する対象者がいない場合は、南島原市債権管理条例に基づき債権の放棄等を検討する。				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	債権回収や、債権管理条例に基づく債権放棄の検討など、今後も引き続き取り組むべき項目であるため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	福祉保健部		
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	こども未来課		
具体的な取組	4 保育料の滞納徴収強化					
取組内容	滞納者に対して、納入相談の実施により本人の自覚を促すとともに、個別徴収の実施により納入促進を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	滞納未収入金額(千円)					
	計画	11,212	8,998	7,283	5,954	4,923
	実績	10,369	8,488	7,152	5,564	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対する納入相談を支所及びこども未来課窓口にて行い、納付誓約書を徴収し、納入の促進を図った。</li> <li>・年3回の児童手当支払い月を重点期間として、集中的に徴収を行った。</li> <li>・新規入所世帯に対し、口座振替を推奨し、新たな滞納者の抑制に努めた。</li> <li>・随時、電話連絡、個別未納通知書の送付、積極的な臨戸訪問等による納入促進を行った。</li> <li>・滞納者に対し、催告状の送付を行い、債権管理を行った。</li> </ul>				
財政効果額の拠出根拠		令和6年度調定額	公立 261,000円 私立 6,891,820円 計 7,152,820円	令和6年度徴収額	公立 45,000円 私立 1,543,200円 計 1,588,200円	徴収率 22.20%
結果の要因分析 ・今後の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方に転出した滞納者について、納付催促の文書送付や電話連絡を行っているが、連絡が取れないなど納付折衝の機会が減り対応に苦慮している。</li> </ul>				
今後の方針	令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、滞納者への納入促進を行い、滞納額の削減に努めるとともに、年6回の児童手当支払い月を重点期間として集中的に徴収を行う。</li> <li>・滞納者に対し、催告状等の送付、納付誓約書の徴収等、時効を完成させない取り組みを行う。</li> <li>・納付が遅れている滞納者には、電話催告及び臨戸訪問を実施し、適正な債権管理を行う。</li> <li>・遠方に転出した滞納者については、滞納者の両親等を通じて納付を促す。</li> </ul>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	公平、平等な費用負担のため、継続して徴収を行う必要がある。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	建設部		
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	都市計画課		
具体的な取組	5 住宅使用料金の滞納徴収強化					
取組内容	家賃滞納者に対して、訪問指導・徴収等により滞納家賃の納入促進を図るとともに、連帯保証人に対し納付指導を実施していく。また、納付に応じない滞納者へは、住宅の明渡し請求や、連帯保証人への滞納家賃の支払い請求を実施し、滞納額の減少を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	滞納未収入金額(千円)					
	計画	14,515	14,297	14,134	14,011	13,919
	実績	14,248	16,091	18,392	19,696	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状 滞納事務処理要領により納期限までに納入しない滞納者に督促状を郵送。</li> <li>・催告書 滞納者に対し催告書を郵送(年3回 6月,11月,1月)。</li> <li>・指導及び徴収             <ul style="list-style-type: none"> <li>①催告書等の効果がない者の連帯保証人に対し、納付指導依頼書を送付。(12人)</li> <li>②滞納者に対しては、随時、電話・訪問指導・徴収を実施した。</li> <li>③滞納額が増えている者に対して呼び出して指導を行った。(0人)</li> </ul> </li> </ul>					
財政効果額の拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5未滞納額 18,392,350円</li> <li>・R6収納額 -1,303,100円 (過年徴収額3,643,600円-現年滞納額5,246,700円+不能欠損額300,000円)</li> <li>・R6未滞納額 19,695,450円</li> </ul>					
結果の要因分析 ・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃滞納者への訪問及び電話による納付指導を実施しているが、新たな滞納者が発生するなど、滞納額の減少とはならない状況にある。</li> <li>・公営住宅が低所得者向けの住宅であり福祉制度であることから、滞納者への法的措置(住宅の明渡し、差し押さえ)の実施が難しい。</li> </ul>					
今後の方針	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃滞納者に対して、引き続き、訪問指導・徴収等により滞納家賃の納入促進を図る。</li> <li>・新たな滞納者に対しては、滞納額を増やさないように、早期の指導・徴収を行う。</li> <li>・連帯保証人に対しての納付指導を増やし、支払請求も併せて実施していく。</li> <li>・納付に応じない悪質な滞納者へは、住宅の明渡し請求などの法的手段も実施していく。</li> <li>・滞納がある生活困窮者に対しては、福祉部局と連携し、対応を検討していく。</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	依然として滞納額が増加傾向にあるため、上記方針に基づき、訪問指導・徴収等を強化する必要があるため。			

基本項目		2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	担当部局	環境水道部〈衛生局〉			
取組項目		(2) 債権の適正管理	担当課室	水道総務課			
具体的な取組		6 水道料金の滞納徴収強化					
取組内容		未収金の解消を図るために、給水条例に基づいた適正な納付督促や給水停止の措置を行うなど、徴収強化に努める。指定期日までに納付のない未納者については訪問徴収を実施する。					
年度別目標							
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
滞納未収入金額(千円)	計画		37,118	36,909	36,710	36,472	36,227
	実績		34,962	34,784	37,676	32,948	
		計画					
		実績					
令和6年度取組実績		<p>水道料金未納者(督促該当の料金未納が3か月以上ある者)については、給水停止通知の発送、給水停止の実施及び年3回の「未納のお知らせ」の送付により、滞納水道料金の納付を促した。</p> <p>また、未納者に対し、電話での納付催促、夜間の自宅訪問等により、直接滞納額の徴収を行い、滞納徴収の強化を図った。</p>					
財政効果額の拠出根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度未収金調定額 37,673,933円 ( 34,780,445円)</li> <li>・過年度未収金収納額 10,231,110円 ( 7,049,266円)</li> <li>・過年度未収金徴収率 27.2% ( 20.3%)</li> </ul> <p>* ( ) 内は前年度の実績。</p>					
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>【訪問徴収等の実施】 * ( ) 内は前年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問日数 69日 ( 61日)</li> <li>・徴収件数 のべ467件 ( のべ423件)</li> <li>・徴収金額 952,070円 (1,092,370円)</li> <li>・給水停止実施件数 24件 ( 9件)</li> <li>・不能欠損 5,598,110円 ( 493,816円)</li> </ul> <p>過年度未収金収納額は、R5年度より3,181,844円の増。訪問徴収による訪問日数及び徴収件数は増加し、訪問における徴収金額はR5年度より140,300円の減。給水停止実施件数はR5年度より15件の増。不能欠損は、R5年度より5,104,294円の増であった。</p> <p>滞納未収入金額が対前年度で4,728千円減となった理由は、市町村合併前の行方不明者等の滞納分を不能欠損したことが主な要因である。</p> <p>今後は、いかに費用や時間をかけずに効率的な徴収業務に結びつくよう方策を講じる。</p>					
今後の方針	令和7年度		水道料金の滞納徴収は、安定した事業経営の一助となるだけでなく、お客様の公平・公正性の観点からも必要な取組であるため、引き続き実施する。				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続				
		上記選択理由	債権管理条例の制定により「債権放棄」・「不納欠損処理」など、今後も引き続き取り組むべき項目であり、また給水条例に基づき徴収強化に努めることは安定した事業経営の一助になるだけでなく公平・公正性の観点からも必要性があるため、実施に向けて引き続き取り組む。				

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	福祉保健部																																																													
取組項目	(2) 債権の適正管理		担当課室	保護課																																																													
具体的な取組	7 保護費返還金の滞納徴収強化																																																																
取組内容	年間計画を策定し、計画的に督促・催告を行い納付の勧奨に努める。また、徴収対策会議を年に2回開催し、納付状況等を確認後、必要に応じて個々の滞納者に合わせた履行計画の策定・見直しを行うとともに、債権管理台帳の整備・活用に努める。																																																																
年度別目標																																																																	
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																											
	滞納未収入金額(千円)																																																																
	計画	1,372	1,272	1,172	1,072	972																																																											
	実績	743	613	594	783																																																												
	計画																																																																
	実績																																																																
令和6年度取組実績	<p>○令和6年12月24日に徴収対策会議開催。 会議結果に基づき、電話による納付勧奨、訪問徴収を実施。</p> <table border="0"> <tr> <td>R5年度末現在高(法第63条)</td> <td>50,760円(滞納分)</td> <td>30,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>20,760円)</td> </tr> <tr> <td>(法第78条)</td> <td>441,062円(滞納分)</td> <td>279,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>162,062円)</td> </tr> <tr> <td>(戻入未済)</td> <td>102,000円(滞納分)</td> <td>102,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>0円)</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>593,822円(滞納分)</td> <td>411,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>182,822円)</td> </tr> <tr> <td>R6年度収入済額(法第63条)</td> <td>59,391円(滞納分)</td> <td>▲5,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>64,391円)</td> </tr> <tr> <td>[現年度相殺](法第78条)</td> <td>130,000円(滞納分)</td> <td>6,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>124,000円)</td> </tr> <tr> <td>(戻入未済)</td> <td>0円(滞納分)</td> <td>0円、</td> <td>履行延期分</td> <td>0円)</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>189,391円(滞納分)</td> <td>1,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>188,391円)</td> </tr> <tr> <td>R6年度末現在高(法第63条)</td> <td>110,151円(滞納分)</td> <td>25,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>85,151円)</td> </tr> <tr> <td>(法第78条)</td> <td>571,062円(滞納分)</td> <td>285,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>286,062円)</td> </tr> <tr> <td>(戻入未済)</td> <td>102,000円(滞納分)</td> <td>102,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>0円)</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>783,213円(滞納分)</td> <td>412,000円、</td> <td>履行延期分</td> <td>371,213円)</td> </tr> </table>					R5年度末現在高(法第63条)	50,760円(滞納分)	30,000円、	履行延期分	20,760円)	(法第78条)	441,062円(滞納分)	279,000円、	履行延期分	162,062円)	(戻入未済)	102,000円(滞納分)	102,000円、	履行延期分	0円)	(合計)	593,822円(滞納分)	411,000円、	履行延期分	182,822円)	R6年度収入済額(法第63条)	59,391円(滞納分)	▲5,000円、	履行延期分	64,391円)	[現年度相殺](法第78条)	130,000円(滞納分)	6,000円、	履行延期分	124,000円)	(戻入未済)	0円(滞納分)	0円、	履行延期分	0円)	(合計)	189,391円(滞納分)	1,000円、	履行延期分	188,391円)	R6年度末現在高(法第63条)	110,151円(滞納分)	25,000円、	履行延期分	85,151円)	(法第78条)	571,062円(滞納分)	285,000円、	履行延期分	286,062円)	(戻入未済)	102,000円(滞納分)	102,000円、	履行延期分	0円)	(合計)	783,213円(滞納分)	412,000円、	履行延期分	371,213円)
R5年度末現在高(法第63条)	50,760円(滞納分)	30,000円、	履行延期分	20,760円)																																																													
(法第78条)	441,062円(滞納分)	279,000円、	履行延期分	162,062円)																																																													
(戻入未済)	102,000円(滞納分)	102,000円、	履行延期分	0円)																																																													
(合計)	593,822円(滞納分)	411,000円、	履行延期分	182,822円)																																																													
R6年度収入済額(法第63条)	59,391円(滞納分)	▲5,000円、	履行延期分	64,391円)																																																													
[現年度相殺](法第78条)	130,000円(滞納分)	6,000円、	履行延期分	124,000円)																																																													
(戻入未済)	0円(滞納分)	0円、	履行延期分	0円)																																																													
(合計)	189,391円(滞納分)	1,000円、	履行延期分	188,391円)																																																													
R6年度末現在高(法第63条)	110,151円(滞納分)	25,000円、	履行延期分	85,151円)																																																													
(法第78条)	571,062円(滞納分)	285,000円、	履行延期分	286,062円)																																																													
(戻入未済)	102,000円(滞納分)	102,000円、	履行延期分	0円)																																																													
(合計)	783,213円(滞納分)	412,000円、	履行延期分	371,213円)																																																													
財政効果額の拠	<p>[債権残額] 令和5年度末現在高 593,822円 - 令和6年度末現在高 783,213円 = 財政効果額 ▲189,391円</p>																																																																
結果の要因分析 ・今後の課題	<p>急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において返還しなければならない(法第63条)。 また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき(法第78条)は、その費用を徴収することとなる。 保護受給中の者であれば、保護費との調整により納付させることは可能であるが、保護廃止となった者からの納付は難しく、完納まで至っていない。</p>																																																																
今後の方針	令和7年度	引き続き徴収対策会議を開催し、滞納者個々の実績に合わせた履行計画の策定や見直しを行う。また、資産申告、課税調査等を徹底することで、不正受給を防止し、新たな債権発生の抑制に努める。																																																															
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続																																																														
		上記選択理由	上記「結果の要因分析・今後の課題」に記述のとおり、保護廃止となった者からの納付を促進すべく、今後も継続した取り組みを行う必要がある。																																																														

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部							
取組項目	(3) 自主財源の確保		担当課室	総務秘書課							
具体的な取組	1 広告料収入の確保										
取組内容	市の広報紙、ホームページ、公用車などを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することで、自主財源の確保と地域経済の活性化を図る。										
年度別目標											
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
	計画	140	155	160	170	180					
広告掲載件数	実績	143	140	176	161						
	計画	1,210	1,285	1,340	1,395	1,450					
広告料収入(千円)	実績	1,270	1,220	1,490	1,430						
	令和6年度取組実績										
令和6年度取組実績		広報紙、ホームページ等で募集を実施。応募があった案件について、広告審査委員会での審査を経て、決定、広告を掲載した。									
財政効果額の拠出根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「広報南島原」広告 10,000円/月×125枠(14業者) =1,250,000円</li> <li>・ホームページバナー広告 5,000円/月×36枠(3業者) =180,000円</li> </ul>									
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>市の広報紙、ホームページなどを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することにより、財源確保並びに地域経済の活性化が期待されるため、引き続き実施する。</p> <p>一方、広告媒体が限定されていること、利用者が固定化傾向にあることが課題である。</p>									
今後の方針	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告媒体について、他自治体の事例を調査し、媒体の種類増加を図る。</li> <li>・新たな利用者を開拓するため、有料広告制度のPRの強化を行う。</li> </ul> <p>【目標値の算出根拠】</p> <table border="0"> <tr> <td>R6実績値</td> <td>R7目標値</td> </tr> <tr> <td>広報10,000円/月×125枠 =1,250,000円</td> <td>広報10,000円/月×110枠 =1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>HP 5,000円/月×36枠 =180,000円</td> <td>HP 5,000円/月×70枠 =350,000円</td> </tr> </table>				R6実績値	R7目標値	広報10,000円/月×125枠 =1,250,000円	広報10,000円/月×110枠 =1,100,000円	HP 5,000円/月×36枠 =180,000円	HP 5,000円/月×70枠 =350,000円
	R6実績値	R7目標値									
広報10,000円/月×125枠 =1,250,000円	広報10,000円/月×110枠 =1,100,000円										
HP 5,000円/月×36枠 =180,000円	HP 5,000円/月×70枠 =350,000円										
第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続									
	上記選択理由	<p>広告料収入の確保は、市の財政基盤の強化に寄与する重要な収入源であり、地域の発展やサービス向上に資するものです。また、市の財政の透明性と信頼性の確保や、更なる収入増加の可能性、地域活性化などに寄与するため継続が必要である。</p>									

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	地域振興部		
取組項目	(3) 自主財源の確保		担当課室	地域づくり課		
具体的な取組	2 ふるさと応援寄附の推進					
取組内容	寄附に要する経費の見直しや寄附額の再設定などにより、国の指定基準を満たすとともに、ふるさと応援寄附のお礼の品の開発に取り組み、自主財源の確保と特産品の消費拡大による地域活性化を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	寄附金額(千円)					
	計画	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	実績	651,868	703,399	1,074,016	1,466,189	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績	<p>①アクセス数や寄附額増加を図るため、ふるさと納税ポータルサイトの編集や商品企画、返礼品の発注や寄附者の問い合わせ対応を委託している中間事業者において、検索ワード追加や画像編集等による返礼品ページのブラッシュアップを行った。</p> <p>②PR活動として、本市のふるさと応援寄附メールマガジン登録者へのメール送付や東京でのイベントでチラシ配布等を行った。</p> <p>③返礼品数の増加による寄附額向上を図るため、新規出品者のための相談会や事業者訪問による新規返礼品出品・定期便返礼品出品の推進を行った。</p>					
財政効果額の拠出根拠						
結果の要因分析 ・今後の課題	<p>全体のふるさと応援寄附額は向上しているが、寄附金額の設定額を増額したことによる部分が多い。野菜・果物の定期便が人気であるが、果物については、寄附単価の増額はあまり影響は見られなかったが、野菜の寄附単価増額は、これまでの伸び率を停滞させているため、送料を見直しするなどして寄附単価の維持が必要である。また、これまで人気であった麺類についても、競合する自治体が多くでてきたため、減少している。競合自治体の返礼品との差別化が必要である。</p>					
今後の方針	令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量違いや組み合わせなどで返礼品数を増やす。</li> <li>・高額寄附者向けのコンシェルジュ返礼品を追加。</li> <li>・新規返礼品の出品推進のため事業者訪問を行う。</li> <li>・売上上位10事業者以下の事業者が有する返礼品の魅力化に注力。</li> </ul>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	自主財源の確保は、重要であるため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部		
取組項目	(3) 自主財源の確保		担当課室	管財契約課		
具体的な取組	3 遊休財産の利活用					
取組内容	市が所有する財産のうち、用途廃止した財産や備品等を利用するとともに、利活用の用途がないもので売却可能なものは売却し、財産の有効活用と自主財源の確保を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	売却処分費(千円)					
	計画	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績	10,154	191,987	24,836	3,930	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		公有財産活用評定委員会開催回数 1回 (主な審議) ・普通財産の売払申請可否及び価格決定 ・公有財産の貸付申請可否及び価格決定				
財政効果額の拠出根拠		土地売払い収入 布津町湯田地区背後地 1筆 298千円 里道等売り払い 3件 1,015千円 不要公用車売却収入 6台 2,617千円				
結果の要因分析 ・今後の課題		普通財産(建物)の敷地は、借地が多く、地主の意向に沿った処分方法が課題。普通財産(建物)の処分(借地の場合)は、建物の残存価値と解体費用を比較検討し、財政負担を勘案し、無償譲渡を実施した。 また、市有地の売却では、公募入札を実施しているが、応札する対象がない。				
今後の方針	令和7年度		財産の有効活用と自主財源の確保を図るため、普通財産の更なる売却可能資産の精査と売却手段の検討が必要である。 普通財産(建物)の処分(借地の場合)は、令和6年度と同様の案件についても同方法を検討する。 売却可能な普通財産について、ホームページや広報紙に掲載し、購買意欲がある方の目に触れる機会を増やす。(第84回公有財産活用評定委員会で承認済み)			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	財産の有効活用と自主財源の確保を図ると同時に、普通財産の更なる売却推進を図るため。			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部		
取組項目	(3) 自主財源の確保		担当課室	財政課		
具体的な取組	4 使用料・手数料の見直し					
取組内容	財政運営の健全性と行政サービスの水準の確保を図ることを目的として、使用料及び手数料を受益者負担の原則に基づいた適正な額に見直すための方針を示す。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	使用料見直し	計画	-	-	基礎調査・方針作成 各種使用料条例改正	使用料見直し
		実績	-	-	基礎調査・方針作成着手 基礎調査・方針作成	
手数料見直し	計画	-	-	基礎調査・方針作成	手数料条例改正	手数料見直し
	実績	-	-	基礎調査・方針作成着手	基礎調査・方針作成	
	現計画					
	実績					
令和6年度取組実績		使用料・手数料の改定・見直し状況調査を実施し、使用料等の適正化に向けた基本方針の作成に取り組んだが、多数ある使用料等の統一的な考え方の精査に時間を要している。 【参考】令和6年度実績 使用料が192,226,023円 手数料が14,157,888円				
財算 政 出 果 額 の 拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		使用料等の種類が多数あり、受益者負担の原則に基づく原価算定方法や減免基準の設定など、統一的な考え方の精査に時間を要している。				
今後の方針	令和7年度		基本方針を作成し、所管部局による使用料等の改定・見直しの検討を実施する			
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	継 続			
上記 選択理由		物価やエネルギー価格高騰などの社会情勢の変動に合わせ、適正な額に改定し、自主財源の確保を図りながら安定した財政運営を目指すための取り組みとして必要なため。				

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	総務部		
取組項目	(4) 歳出の抑制		担当課室	人事課		
具体的な取組	1 旅費の見直し（宿泊料の統一）					
取組内容	旅費及び費用弁償に関する条例における宿泊費を、日当等と同様に設定単価を統一し、旅費の削減や旅費支出事務の簡素化を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	宿泊料の統一化	計画 統一単価素案作成	協議・条例改正	協議・条例改正	実施	
	実績	統一単価素案作成	統一単価素案作成	統一単価素案作成	条例改正	実施
旅費の削減額（千円）	計画	-	-	113	113	113
	実績	-	-	-	-	-
令和6年度取組実績		<p>国家公務員の旅費見直しがR7.4.1施行されることを受け、日当の廃止、宿泊料の限度額設定、交通費の実費支給及び宿泊手当の創設する条例改正を行うため、事前に議長及び議員全員協議会にて説明を行い条例改正を行うことができた。条例改正に合わせ特別職及び一般職の区分を統一化した。</p>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>・R7.4.1の国家公務員の旅費見直しに沿った内容での条例改正を行ったが、東京都、政令指定都市、県外都市の区域内の交通費を定額で支給していたものを実費支給にすることにより事務が煩雑になることが想定されるため、今後、実績状況を確認しながら、交通費の定額化の検討を行いながら、事務の簡素化に取り組んでいく。 ただし、定額化する場合には条例改正前の定額支給していた交通費の額ではなく、実態に応じる額とし、コスト削減に繋げていく必要がある。</p>				
今後の方針	令和7年度		<p>・条例改正後の旅費の状況把握に努めるとともに、周知を行いながら、交通費等の適正な執行方法の検討並びに事務の簡素化を図る。</p>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	取組終了			
		上記選択理由	<p>宿泊料の特別職と一般職の区分が統一され解消したことを受け、取り組みが達成されたため</p>			

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	担当部局	総務部			
取組項目	(4) 歳出の抑制	担当課室	人事課			
具体的な取組	2 時間外勤務の抑制					
取組内容	人件費の抑制と職員の健康管理及びワークライフバランスの確立に向け、増加傾向にある時間外の現状維持・縮減を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	時間外手当の抑制（現状維持）（千円）	計画 132,200 実績 135,997	132,200 115,211	132,200 97,528	132,200 99,488	132,200
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、年度初めに、管理職に対して時間外勤務命令等に関する説明会を開催し、管理職の勤務命令に対する意識づけを行った。特に、事前命令の徹底、超過勤務の職員自らの事後報告を安易に容認することがないよう指導した。</li> <li>・管理職に対して各月の個々の職員の時間外勤務の状況を把握するように徹底した。</li> <li>・上限時間：45時間/月以内、360時間/年以内</li> <li>・※R6.4.1庶務システム導入により随時把握が可能となった。</li> <li>・毎週水曜日のノー残業デーの実施、ノー残業デーに残業する際の事前報告の徹底及び第3水曜日（R6.9月～12月）のパソコンの電源自動オフを行い、事前命令の徹底状況や早期退庁を促しながら時間外勤務の縮減に取り組んだ。</li> </ul>					
財政効果額の根拠	<p>【全会計合計】</p> <p>目標額 132,200,000円</p> <p>- 令和6年度時間外勤務手当決算額 99,488,490円（全会計）</p> <p>= 32,711,510円</p>					
結果の要因分析・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度で災害対応などの変動的要因が生じた際に、時間外勤務手当の削減が困難な状況下にある。</li> <li>・必要性のない時間外（業務改善で対応できるなど）と人員不足による時間外（業務改善などで対応できない）を把握することが難しい。</li> <li>・部署によっては、RPAやAIなどの導入により業務量の削減が可能であることから、積極的に事務効率化を進める必要がある。</li> </ul>					
今後の方針	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度からの時間外勤務命令の上限時間の設定を受け、上限時間を超えた者については必ず分析要因を行うため、管理職に対して各月の個々の職員の時間外勤務の状況を把握するように徹底を図る。（上限時間：45時間/月以内、360時間/年以内）</li> <li>・毎週水曜日をノー残業デーの徹底・活用を図る。</li> <li>・パソコンの電源自動オフ及び管理職による職員の早期帰宅を促す取り組みを実施。</li> <li>・災害対応などでの時間外勤務手当の増加は仕方ないが、恒常的に行われている時間外の削減に取り組む。</li> <li>・恒常的に時間外勤務が多い部署については、人事異動により増員による体制強化を図る。</li> </ul>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
	上記選択理由	継続することで、職員への意識づけができ、職場環境を変えることに繋がっていく、そのためにも継続することが大切である。				

基本項目	2. 健全で持続可能な財政基盤の確立		担当部局	環境水道部〈衛生局〉		
取組項目	(4) 歳出の抑制		担当課室	環境課		
具体的な取組	3 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進					
取組内容	夏季、冬季の節電対策により職員の省エネ、省資源化の意識を向上を図り、使用実績に合わせた対策を講じる。 電力需給の推移を注視しながら、節電対策の強化に取り組む。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画					
電気使用量(千KWh)	計画	15,700	15,600	15,500	15,435	15,300
	実績	16,167	15,276	15,841	16,112	
車両燃料使用量(ℓ)	計画	164,000	163,000	162,000	160,905	160,000
	実績	146,788	146,236	151,503	149,892	
コピー用紙(千枚)	現計画	10,200	10,100	10,000	9,928	9,800
	実績	11,484	10,026	11,043	11,292	
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月～10月(夏季、クールビズ)及び12月～3月(冬季、ウォームビズ)を節電強化期間とし、照明や空調等の管理を徹底</li> <li>・県内一斉スマートムーブウィーク(10/9～10/15)に参加し、ノーマイカーやエコドライブを実践</li> <li>・電子決裁の推進</li> <li>・空調機器の更新(堂崎公民館、口之津公民館、西有家図書館)</li> <li>・照明のLED化(農林関係3施設、図書館2施設、漁港、公園、市営住宅(外灯))</li> <li>・電動車の導入(EV1台、HV1台)</li> </ul>				
財政効果額の拠出根拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		電気使用量については、照明のLED化や空調機器の更新等により削減が進んでいる。 車両燃料使用量については、車両更新で燃費は向上しているものの、横ばいで推移している。 コピー用紙については、全庁的にデジタル化を推進しているものの、削減には至っていない。 今後取組を推進していく上では、従来機器の更新(省エネ機器の導入)が不可欠であるが、財源の確保が課題となっている。				
今後の方針	令和7年度		電気使用量など進捗が見られるものもあるが、全体としては横ばいで推移しており、ゼロカーボンの実現には取組の徹底及び更なる推進が必要と思われる。職員による省エネや公共施設のZEB化を推進し、脱炭素と経費削減の実現を目指す。  ※ZEB化：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略。建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにする取り組み。エネルギー消費量を抑えつつ、太陽光等の自家発電と両立を図るもの。			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	地球温暖化対策推進法に基づき策定した市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組であり、集中改革プランの主旨に合致するため。			

基本項目		3. スマート自治体の推進			担当部局	市民生活部																																																																									
取組項目		(1) 行政手続きのデジタル化			担当課室	市民課																																																																									
具体的な取組		1 マイナンバーカードの取得推進																																																																													
取組内容		マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、マイナンバーカードについて分かり易く周知を図るとともに、本市の普及状況にあった取組方法を検討し、マイナンバーカードの取得を推進する。																																																																													
年度別目標																																																																															
指標		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																								
マイナンバーカード取得率	計画		88.9%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%																																																																								
	実績		35.0%	67.1%	77.7%	87.5%																																																																									
		計画																																																																													
		実績																																																																													
令和6年度取組実績		<p>令和4年7月から継続しているマイナンバーカード業務のための休日開庁・夜間開庁や事業所・個別訪問の出張申請を行った。マイナ保険証等の利用も進んできたことから、福祉施設へのお出張申請が増加した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">締日</th> <th rowspan="2">人口</th> <th rowspan="2">申請件数</th> <th rowspan="2">申請増加数</th> <th rowspan="2">発送件数</th> <th>交付前設定</th> <th>交付</th> <th rowspan="2">交付増加数</th> <th rowspan="2">申請率</th> <th rowspan="2">交付率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(R1年度) R2.3.31</td> <td>46,133 (H30.12末)</td> <td>4,972</td> <td></td> <td>4,511</td> <td>4,439</td> <td>4,048</td> <td></td> <td>10.78%</td> <td>8.77%</td> </tr> <tr> <td>(R2年度) R3.3.31</td> <td>45,262 (R1.12末)</td> <td>13,031</td> <td>8,059</td> <td>11,039</td> <td>10,829</td> <td>9,784</td> <td>5,736</td> <td>28.79%</td> <td>21.62%</td> </tr> <tr> <td>(R3年度) R4.3.31</td> <td>44,440 (R2.12末)</td> <td>17,520</td> <td>4,489</td> <td>16,390</td> <td>16,280</td> <td>15,564</td> <td>5,780</td> <td>39.42%</td> <td>35.02%</td> </tr> <tr> <td>(R4年度) R5.3.31</td> <td>43,449 (R3.12末)</td> <td>34,126</td> <td>16,606</td> <td>31,026</td> <td>30,642</td> <td>29,173</td> <td>13,609</td> <td>78.54%</td> <td>67.14%</td> </tr> <tr> <td>(R5年度) R6.3.31</td> <td>42,556 (R4.12末)</td> <td>35,930</td> <td>1,804</td> <td>33,649</td> <td>33,510</td> <td>33,058</td> <td>3,885</td> <td>84.43%</td> <td>77.68%</td> </tr> <tr> <td>(R6年度) R7.3.31</td> <td>41,652 (R5.12末)</td> <td>39,644</td> <td>3,714</td> <td>37,111</td> <td>37,008</td> <td>36,432</td> <td>3,374</td> <td>95.18%</td> <td>87.47%</td> </tr> </tbody> </table>						締日	人口	申請件数	申請増加数	発送件数	交付前設定	交付	交付増加数	申請率	交付率	合計	合計	(R1年度) R2.3.31	46,133 (H30.12末)	4,972		4,511	4,439	4,048		10.78%	8.77%	(R2年度) R3.3.31	45,262 (R1.12末)	13,031	8,059	11,039	10,829	9,784	5,736	28.79%	21.62%	(R3年度) R4.3.31	44,440 (R2.12末)	17,520	4,489	16,390	16,280	15,564	5,780	39.42%	35.02%	(R4年度) R5.3.31	43,449 (R3.12末)	34,126	16,606	31,026	30,642	29,173	13,609	78.54%	67.14%	(R5年度) R6.3.31	42,556 (R4.12末)	35,930	1,804	33,649	33,510	33,058	3,885	84.43%	77.68%	(R6年度) R7.3.31	41,652 (R5.12末)	39,644	3,714	37,111	37,008	36,432	3,374	95.18%	87.47%
締日	人口	申請件数	申請増加数	発送件数	交付前設定	交付	交付増加数						申請率	交付率																																																																	
					合計	合計																																																																									
(R1年度) R2.3.31	46,133 (H30.12末)	4,972		4,511	4,439	4,048		10.78%	8.77%																																																																						
(R2年度) R3.3.31	45,262 (R1.12末)	13,031	8,059	11,039	10,829	9,784	5,736	28.79%	21.62%																																																																						
(R3年度) R4.3.31	44,440 (R2.12末)	17,520	4,489	16,390	16,280	15,564	5,780	39.42%	35.02%																																																																						
(R4年度) R5.3.31	43,449 (R3.12末)	34,126	16,606	31,026	30,642	29,173	13,609	78.54%	67.14%																																																																						
(R5年度) R6.3.31	42,556 (R4.12末)	35,930	1,804	33,649	33,510	33,058	3,885	84.43%	77.68%																																																																						
(R6年度) R7.3.31	41,652 (R5.12末)	39,644	3,714	37,111	37,008	36,432	3,374	95.18%	87.47%																																																																						
財政効果額の拠																																																																															
結果の要因分析 ・今後の課題		防災課情報DX班と協力し、マイナンバーカードの利活用、利便性の向上及びサービスの拡大等の検討が必要。																																																																													
今後の方針	令和7年度		マイナンバーカードの普及・促進に続きマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ対象者の増加を踏まえた対応として休日開庁の周知を行い、事業所・個別訪問へのお出張申請は継続し、申請しやすい環境の提供を行う。																																																																												
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続																																																																												
		上記選択理由	マイナンバーカードによる社会保障制度が今後も拡大するため、マイナンバーカードの普及が必要であるため。																																																																												

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 行政手続きのデジタル化		担当課室	防災課		
具体的な取組	2 各種申請のオンライン化の推進					
取組内容	行政事務の効率化と迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、電子申請も可能な手続きの拡大を行う。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	電子申請手続きの推進	調査検討・予算化 →	推進 →	手続拡大 →	→	→
	実績	調査検討・予算化 →	汎用的電子申請システムの導入・構築完了 →	手続拡大 →	手続拡大 →	→
電子申請の種類	計画	子育て15業務	15業務	40業務	50業務	70業務
	実績	子育て12業務	35業務	49業務	64業務	
令和6年度取組実績	<p>【電子申請手続きの推進】 県及び県内各市町で共同調達した汎用的電子申請システムを、令和4年10月から本市でも導入（令和5年2月より運用開始）し、ぴったりサービスへの案内連携と汎用的な電子申請などが行えるようシステムの運用を開始した。</p> <p>【電子申請の種類】 マイナポータルぴったりサービス：32業務 汎用的電子申請システム：32業務 令和6年度は南島原市産後ケア事業利用申請書兼同意書（こども未来課）等、22業務を新たに追加する。（利用件数：2,944件）</p>					
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題	<p>令和4年度デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）によりオンライン手続きに関するネットワーク設定を整備することに付随して、令和5年度に特例転出・転入（引越しワンストップサービス）の6業務をオンライン化することができ、国の示す「特に国民の利便性向上に資する手続等に係るオンライン化取組」を基本的には達成することができた。</p> <p>汎用的電子申請システムの利用は大きく広がったが、特定の部署のみ利用が進んでいて、進んでいない部署との格差が広がっている。</p>					
今後の方針	令和7年度		汎用的電子申請システムの利用拡大を目指す為に操作研修等や手助けを行い後押しする。 また、令和5年度より汎用的電子申請においてキャッシュレス納付が可能となったことから、今後は手数料を必要とする手続きも電子申請化を進めていく。（担当課への支援を進める。）			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	各種申請のオンライン化は住民の利便性を高めるだけでなく、行政サービス全体の効率性や持続可能性に寄与する重要な取り組みであるため、少なくとも今後5年間は集中的な改革項目として掲げる必要がある。			

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 行政手続きのデジタル化		担当課室	管財契約課		
具体的な取組	3 工事における電子入札の拡大					
取組内容	公共工事の透明性と公平性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の対策として、工事金額1,000万円未満の指名競争入札に、市内業者へアンケート調査を行いながら、電子入札を拡大する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	電子入札の拡大	アンケート実施	業者説明	アンケート実施	業者説明	実施
	計画	アンケート実施	業者説明	アンケート実施	業者説明	実施
	実績	アンケート未実施	業者説明未実施	アンケート未実施	アンケート未実施	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<p>令和6年度にアンケート調査実施を予定であったが実施していない。                  【理由】令和5年度に電子入札の制限付き一般競争入札について、土木Cランクまで対象拡大を図った。令和5年度は土木Cランクの業者の応札者数が少なかったが、令和6年度は増加傾向にある。しかし、一部の業者においては電子入札に参加するための機器の導入等の遅れから、電子入札ではなく応急的な措置として紙入札で対応している。アンケートは実施していないが、紙入札で対応している業者へのヒアリングを実施した。土木Cランクの業者は中小企業で若い後継者も乏しく、電子入札を実施するためのICカードの取得方法や電子入札に対する理解が乏しいことが判明した。</p>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>電子入札の場合、同じ日に開札を行う複数の工事を同時に落札する可能性がある。入札会場で行う場合は、手持ち工事数や落札状況に応じて業者はその場で入札辞退等の対応もできるが、電子入札は、そのような対応ができず、最悪の場合は契約辞退となり、指名停止などの処分を行う場合もある。入札件数が多い災害復旧工事は1,000万円未満の少額工事が多く、対象工事の種類及び金額の設定について、入札の不落不調の減少にも繋がる内容になるよう検討が必要である。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>令和5年度から制限付き一般競争入札（電子入札）に初めて土木のCランクの業者が参加できるようになった。そのため、電子入札に対応するために業者の導入準備が進み、電子入札の拡充を行いやすい環境が整いつつある。自転車道線等の大型事業が完了し、今後、建設工事の予算も減少することが予想され、発注基準についても見直しを検討する必要がある。                  業者の高齢化が進んでいるため、すべての業者が電子入札を導入するのは難しいと思われるが、電子入札の拡大については必要な事案であるため、業者の意見を聞きながら検討を行う。</p>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	電子入札の対象拡大を行い、公共工事の透明性と公平性を高める必要があるため。			

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 行政事務の効率化		担当課室	総務秘書課		
具体的な取組	1 押印申請の見直し					
取組内容	申請手続の簡素化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、押印申請の見直しを行う。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	検討・実施	実施			
押印申請の見直し	実績	実施	実施	実施	実施	
	計画	50%	80%	100%	100%	100%
押印廃止割合	実績	50%	55%	66%	69%	
	令和6年度取組実績					
		3月末時点で見直し状況の調査を行い、見直しを推進した。				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		請求書、法人の申請書など押印を必要とする書類があるため。				
今後の方針	令和7年度		引き続き、押印申請の見直しの推進を図る。また、押印見直し方針について、適宜改定を行う。			
	方向性		継続			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載		上記選択理由			
		補助金関係で押印見直しが進んでいない部署があるため、今後も引き続き取り組む必要がある。				

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 行政事務の効率化		担当課室	防災課		
具体的な取組	2 AI, RPA等の利活用					
取組内容	申請書等から業務システムへのデータ入力作業、機械的な条件判断を伴う作業について、AI, RPA等のICTを活用することで行政事務の効率化を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	実施		拡大		
AI-OCRの導入	実績	2業務	5業務	2業務	3業務	
	計画	実施	拡大			
RPAの導入	実績	1業務	3業務	7業務	7業務	
	現計画	-	導入	拡大		
ノーコードツールの活用	実績	-	5業務	8業務	15業務	
	令和6年度取組実績					
結果の要因分析 ・今後の課題		①AI-OCRの活用：3業務（198.9時間の削減） ②RPAの活用：7業務（1,120時間の削減） ③ノーコードツールの活用：15業務				
財政効果額の拠						
今後の方針		AI-OCR及びRPAについては引き続き利用拡大を進めていく上で、自動化に向く業務・作業を見極めながら推進し、削減された人的作業時間を自動化に向かない業務・作業に有効活用できるように改善していく。また、ノーコードツールの活用については、業務上のデータ整理がエクセル等で管理されているものの、うまく整理されなかったりマクロや関数等の修正ができず正確性に問題が出たり使えなくなる問題を解決することが可能となり、費用をかけずに簡単なシステムの代わりを成すこともできるものとして広く利用拡大を目指していく。				
第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続				
	上記選択理由	AI-OCRやRPA、ノーコードツールの推進は、業務効率化を図り、作業時間の削減や人為的ミスの軽減に寄与する重要な取り組みである。これらのツールの活用は、組織全体の生産性向上につながることから、少なくとも今後5年間は集中的な改革項目として掲げる必要がある。				

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 行政事務の効率化		担当課室	総務秘書課		
具体的な取組	3 電子決裁の推進					
取組内容	行政事務の効率化と迅速化を図るとともに、ペーパーレス化を推進するため、全ての決裁を電子化する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	電子決裁の推進	各種手引き改定 →	推進 →			
	実績	規程改正・推進 →	推進 →	推進 →	推進 →	
電子決裁率	計画	51%	100%	100%	100%	100%
	実績	67%	76%	85%	94%	
令和6年度取組実績		3月末時点の取組状況を周知し、見直しを推進した。また、令和4年度の起案の電子決裁が60%未満の部署及び令和5年度の起案の電子決裁が80%未満の部署には、取組目標の設定を行い推進を図ることとした。				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		添付資料が多い（容量が大きい）ため、電子決裁での対応が困難なものがある。また、決裁権者に直接説明を行い、決裁を行うものがあるため。				
今後の方針	令和7年度		引き続き取組状況を周知し、電子決裁の推進を図る。			
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	継続			
		上記 選択理由	電子決裁は一定進捗しているが、工事など添付資料がシステムに登録できないものがあるため、併用決裁を検討する必要がある。			

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 行政事務の効率化		担当課室	防災課		
具体的な取組	4 庁内における会議の効率化					
取組内容	WEB会議及びペーパーレス化の推進により、庁内における会議の効率化を図る。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	会議環境の整備	整備	推進	システム導入		
	計画	→	→	→	→	→
	実績	整備	追加整備・試験運用	システム導入	実施	
	計画	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→
令和6年度取組実績	<p>令和5年度末に、ペーパーレスシステムの運用に必要なWi-Fiの工事が完了し、全庁舎での運用が可能となったため、操作説明会の開催や専用端末の貸出等システムの利用方法について周知を行う。</p> <p>【令和6年度の効果額】                  印刷費 ▲507,936円                  用紙代 ▲37,092円                  削減された準備等に要する時間 ▲68時間57分</p>					
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題	<p>当初の予定どおり、システムの導入をはじめ、必要な環境や専用端末を整備し、運用を開始した。                  利用が進まない部署もあったため、操作研修会の開催や活用実績の公表などを通じて、同システムの活用によるペーパーレス化の推進及び会議運営の効率化を図る。</p>					
今後の方針	令和7年度		<p>業務効率化を推進するにあたり、ペーパーレス化は特に重要な要素となるため、引き続きペーパーレス会議システムの利用拡大を図る。</p>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	<p>ペーパーレス化の推進に継続して取り組むことは、行政改革における重要な要素であるため。</p>			

基本項目	3. スマート自治体の推進		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 行政事務の効率化		担当課室	人事課		
具体的な取組	5 職員の出退勤管理のシステム化による業務の効率化					
取組内容	出退勤管理システムを導入し、出退勤時間の把握、時間外勤務時間の集計における事務の簡素化を図り、業務の効率化を行う。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	出退勤システムの導入	調査・研究	導入経費予算化	システム改修	導入・運用開始	
	実績	調査・研究	導入経費予算化	システム導入	導入・運用開始	
効率化による削減額 (千円)	計画	-	-	330	330	330
	実績	-	-	-	510	
令和6年度取組実績		<p>庶務事務システム（時間外勤務管理及び年末調整事務）にかかる導入経費を令和5年度当初予算に計上し、導入を行い、時間外勤務管理については本格導入を行った。</p> <p>なお、「出退勤」については、導入経費やマイナンバーとの連携等も含め検討したが、導入コストが高く、再度、他の方法も含め再検討し、フリーソフトによる導入を検討している状況である。</p>				
財算効果額の拠		<p>①年末調整事務（帳票配布回収、入力、源泉徴収配布封筒詰）17日（136h） →（システムデータ確認、源泉徴収配布機械封筒詰）4日（32h） 136h-32h=104h×2,000円=208,000円・・・①</p> <p>②時間外集計事務（各課提出資料の集計、確認、数値入力）4日（32h） →（システム数値確認、データ移行）半日（4h） 32h-4h=28h×12月=336h×2,000円=672,000円・・・② ※2,000円は、R6当初予算の平均月額（324,202円）にて算出 ※①+②=880,000円-システム料（③+④）369,600円/年=510,400円 システム料:年末調整 8,800円×12月=105,600円・・・③ 時間外（庶務システム）22,000円×12月=264,000円・・・④</p>				
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>・R6.3に職員へのデモ環境による試験運用を行い、令和6年度から本格運用を開始した。</p> <p>・導入後の課題はないが、今後は、運用を行いながら改善しながら、運用を図っていく。</p>				
今後の方針	令和7年度		<p>・年休等及び時間外勤務管理システムを運用開始し、個人の業務時間の見える化による意識改革や申請、決裁、集計の簡素化による業務の効率化を促進する。</p> <p>・出退勤管理については、フリーソフトを活用しながらシステム構築、導入を検討する。</p>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	取組終了			
		上記選択理由	<p>出退勤管理システムにより出退勤、時間外勤務時間の集計を一体的に導入する予定だったが、出退勤については導入・維持コストが高額であるため、時間外勤務時間に特化したシステムを導入した。次期計画ではフリーソフトを活用した出退勤に特化したシステム導入を検討しているが、出退勤では行政コスト削減には繋がらないことと一定の取組が完了したため、取組を終了する。</p>			

基本項目	4. 効率的な組織の構築と職員力の向上		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 効率的な組織の構築		担当課室	人事課		
具体的な取組	1 定員適正化計画の推進					
取組内容	第2次定員適正化計画に基づき、新規採用者数を退職者数の概ね2/3に抑制し、職員数の適正化を図る。また、国における定年延長の動向に注視し、必要に応じて定員適正化計画を見直す。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	計画見直し検討	検証	第3次計画検討	第3次計画策定	検証
定員適正化計画の検証・見直し・策定	実績	計画見直し検討	検証	検証	検証	
	計画	460	447	452	447	440
職員数(人)	実績	443	437	435	430	
	現計画	10,500	56,000	38,500	56,000	80,500
財政効果額(千円)	実績	70,000	91,000	98,000	115,500	
	<p>令和6年度当初職員数 430人(一般職:400人、再任用職:30人)  <small>※再任用短時間等4名を除く。</small></p> <p>■【参考】令和6年度当初以降の動き</p> <p>○一般職 令和6年度退職者 15人(定年:9、60歳時:1、定年前退職:4、死亡:1)          令和7年度新規採用10人</p> <p>○再任用 令和6年度離職者等 8人  <small>(満了▲8、中途、短時間変更)</small>          令和7年度新規再任用 8人(8)</p> <p>※令和7年度当初職員数 425人(一般職:395人、再任用職:30人)  <small>※再任用短時間2名、定年前再任用短時間2名を除く。</small></p>					
令和6年度取組実績		<p>R1職員数463人-R6職員数430人=33人×3,500千円=115,500千円</p> <p>【参考:全会計合計】          令和1年度人件費決算額 3,851,398,360円          -令和6年度人件費決算額 3,718,815,563円=132,582,797円</p>				
財政効果額の拠出根拠		<p>R1職員数463人-R6職員数430人=33人×3,500千円=115,500千円</p> <p>【参考:全会計合計】          令和1年度人件費決算額 3,851,398,360円          -令和6年度人件費決算額 3,718,815,563円=132,582,797円</p>				
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>・第2次定員適正化計画に基づき、新規採用者数を退職者数の概ね2/3に抑制し、職員数の適正化を図ることとしているが、定年延長制度の導入に伴い、定員適正化計画の人員が適正なのかを検証しながら、新規採用者数を検討する必要がある。</p> <p>・令和5年度から定年延長制度が導入され、定年延長を踏まえた定員適正化計画の見直し必要である。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>・恒常的に時間外が行われている部局の業務改善を行いながら、適正人員の把握に努める。</p> <p>・現状の各部局の配置人員を踏まえて定員適正化計画に沿った配置人員計画(案)を作成し、各部局の意見を聞きながら定員適正化計画の検証を行うとともに、令和5年度から定年延長制度が導入されたため、定員適正化計画を見直す。</p>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	引き続き、定員適正化計画の検証を図りながら、効率的な組織の構築に努めていく。			

基本項目	4. 効率的な組織の構築と職員力の向上		担当部局	総務部		
取組項目	(1) 効率的な組織の構築		担当課室	人事課		
具体的な取組	2 支所機能の適正配置に向けた基本方針の策定					
取組内容	人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした支所機能の適正配置に向けた基本方針を策定する。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	基本方針の策定	計画 -	計画 -	方針たたき台作成 →	地域との調整 →	基本方針策定 →
		実績 -	実績 -	方針たたき台(素案)作成 →	基本方針策定 →	
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<p>今後の本庁と支所の将来像等を検討するため、内部組織として「本庁・支所在り方検討委員会」を設置し、令和5年度から検討を続けてきた「たたき台(素案)」を再編整理し、本庁・支所機能の適正配置に向けた考え方や方針を示すものとして「本庁・支所の在り方にかかる基本方針」を作成した。</p> <p>R6.7 本庁・支所の将来の在り方を検討する内部組織「在り方検討委員会」を設置</p> <p>R6.8~11 検討委員会による基本方針の内容等の検討</p> <p>R6.11~12 部局長会議、議会での説明後、基本方針を策定</p> <p>R7.1~ 検討委員会による本庁・支所再編に向けた具体的な再編内容の検討</p>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>当初は令和6年度前半中に各支所の具体的な再編内容案を作成して地域との調整を行う予定であったが、具体的再編案の前にまずは考え方を整理するよう方針を変更したため、令和6年度は地域との調整を行わなかった。</p> <p>ただし、老朽化著しい布津支所庁舎と布津公民館を含めた周辺の公共施設の複合化を前提とした在り方や、同じく老朽化している北有馬支所庁舎の在り方等を基本方針(考え方)に基づき早急に示すとともに、地域に対して説明を行わなければならない。</p>				
今後の方針	令和7年度	<p>令和6年12月に策定した基本方針(考え方)に基づき、令和6年度に引き続き、目指すべき行政機構の将来像の設定と年限、それに至る再編スケジュールを検討し、具体的な再編プランを作成する。</p> <p>また、布津地区の公共施設等の再編について令和7年度中に具体的な内容を検討し、令和8年度からの地域との調整と再編着手を目指す。</p>				
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	変更して継続			
		上記選択理由	<p>本市がおかれている財政状況や公共施設等の状況から今後も引き続き取り組むべき項目であり、また機構組織や行政庁舎の長期的な再編を目指すものであることから、今年度策定する実施方針に基づき支所機能の適正配置に取り組む必要がある。少なくとも今後5年間は支所機能再編に向けた具体的な取り組みを実施するため集中的な改革項目として変更し掲げるもの。</p>			

基本項目	4. 効率的な組織の構築と職員力の向上		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 職員力の向上		担当課室	人事課		
具体的な取組	1 職員の資質向上と意識改革					
取組内容	人材育成基本方針（改定）に基づき、市民ニーズの多様化など職員を取り巻く環境の変化に、限られた職員数でも対応できるよう、人材育成、組織力強化を推進する。また、適正な人事評価の実施により、職員一人ひとりの「やりがい」「やる気」を掘り起こし、自己啓発、自己開発を促すことで個人の能力を最大限に発揮させるとともに、組織をあげて人材の育成に取り組んでいく。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人事評価の処遇への反映	計画	昇給・勤勉手当への反映		昇任・昇格等反映方法検討		
	実績	昇給・勤勉手当への反映	昇給・勤勉手当への反映	昇給・勤勉手当への反映	昇給・勤勉への反映、昇給等への反映検討開始	
評価者研修の実施回数	計画	2	2	2	2	2
	実績	2	2	3	3	
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>●全職員を対象に、前年度人事評価結果を昇給・勤勉手当に反映した。</li> <li>■評価者・被評価者研修の実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>①評価者研修会（目標設定）5月14日（午前2回・午後1回、個別対応）開催 対象者50名、46名参加（92.0%）、※未受講者は個別で説明。</li> <li>②評価者研修会（期末面談等）12月26日（午前・午後の各1回×1日）開催 対象者 新任課長及び希望者 13名参加</li> <li>③被評価者研修会の開催。5月8日（午前・午後1回）、9日（午前1回） 新規採用者、帰還職員など 17名</li> </ol> </li> <li>●職員の意識改革と資質向上を図るため、各種研修会等へ参加させ、職員の能力開発に取り組んだ。</li> <li>●人材育成基本方針の改訂（デジタル人材の育成・確保、ワークライフバランス）</li> <li>●人事評価制度検討委員会の開催（制度の検証、見直しなど）</li> </ul>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価結果を職員の処遇（昇給・勤勉手当）に反映しているが、昇任・昇格、降任・免職の分限処分に反映していない。分限処分への反映については、評価方法等の検証・見直しを行いながら、検討していく必要があり、R6年度に人事評価制度検討委員会を設置しR7年度に本格検討を行うこととしている。</li> <li>・研修の参加者について、階層別研修には多くの参加があるが、能力開発研修には自ら参加する職員は少なく、自己啓発、自己開発の意識が停滞している。</li> </ul>				
今後の方針	令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人事評価を実施するため、評価者研修等を行い評価制度の向上を図る。</li> <li>・人事評価制度検討委員会にて、評価及び給与等へ反映について検証を行いながら制度の充実を図る。</li> <li>・個々の職員の人事評価結果を基に補うべき能力を分析し、能力向上に繋がる研修会等へ参加させ、職員の能力が最大限に発揮できるよう職員の能力開発に取り組む。</li> </ul>			
	第5次南島原市集中改革プランへの記載	方向性	継続			
		上記選択理由	人口減少が進んでいる中で、職員の増員は難しい状況下であるため、職員の能力向上が求められるため、引き続き、職員の資質向上を行う必要があるため			

基本項目	4. 効率的な組織の構築と職員力の向上		担当部局	総務部		
取組項目	(2) 職員力の向上		担当課室	管財契約課		
具体的な取組	2 公共工事の品質確保					
取組内容	工事の日常監理及び成績評定に関する能力の向上と公平性を確保するため、研修等を通じて職員の資質向上に努める。					
年度別目標						
指標	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	工事成績評定に関わる研修の回数	1	1	1	1	1
	計画					
	実績					
	計画					
	実績					
令和6年度取組実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事担当課長及び班長会議を実施した。(2回)</li> <li>・工事担当職員による工事成績評定実施について指導及び助言を行った。(工事成績評定対象工事108件)</li> <li>・工事担当職員の監理業務を向上させるために外部講師による研修を実施した。(1回、参加者23人)</li> <li>・土木工事技術検査の技術及び成績評定の標準化のための外部研修の受講した。(WEB会議含む計3回参加)</li> </ul>				
財政効果額の拠						
結果の要因分析 ・今後の課題		<p>公共工事の品質確保については、監督職員の工事監理に対する資質や検査職員の検査能力を向上させる研修や完成検査時の指導・助言を継続的に実施しているが、監督業務の多様化や異動等で経験豊富な職員の減少が進む中、受注者に対して指導が行き届かない面もしばしば見受けられた。</p>				
今後の方針	令和7年度		<p>今後も継続して研修会等を開催し、監督職員、検査職員の技術力向上を図る。 また、施工プロセスチェックを通じて助言・指導を行い、監督職員及び施工業者の育成を図る。</p>			
	第5次南島原市 集中改革プラン への記載	方向性	継続			
		上記 選択理由	<p>公共工事の品質確保、工事の日常監理と成績評定に関する能力の向上及び、研修等を通じて職員の資質向上を図る必要があるため。</p>			

## これまでの行政改革の取組と第5次行政改革の基本的な考え方

### 1 これまでの取組

本市は、平成18年3月31日の8町合併により、「南島原市」として歩み始めた当初の本市の財政状況は非常に厳しく、合併から10年後の平成28年度には財政再建団体に陥る可能性が高い状況にありました。このため、合併直後の平成18年度を「行革元年」と位置づけ、行政改革の基本的方向性を定めた行政改革大綱と、その実行計画である集中改革プランを策定し、事務事業の合理化や組織改正、定員管理の適正化、地方債の繰り上げ償還に取り組んだことで、平成22年度には財政再建団体への転落という不測の事態は回避できる見通しが立ちました。

しかしながら、その後も地方交付税の合併算定替えの段階的縮小や公共施設の老朽化、人口減少といった本市を取り巻く厳しい状況は続き、これらに対応するために様々な行政改革に取り組んできました。

平成23年度からの第2次から第4次までの行政改革大綱でも、行政コストの削減と、それによる財政の健全化を主軸として、「職員定員の適正化」「効率的な組織の構築を図るための組織機構改革」に引き続き取り組み、各計画期間内で想定された課題への対応策として「電子自治体の推進」「地域協働の推進」「自主財源の確保」「債権の適正管理」といった取組を進めてきました。

#### ◆ 計画策定の背景

計画期間	計画	主な背景
平成18～ 平成22年度	第1次 行政改革大綱	・ 合併による肥大化した組織 ・ 先送りされた地方債残高の増嵩
平成23～ 平成27年度	第2次 行政改革大綱	・ 合併算定替えによる財政支援期間での財政基盤強化
平成28～ 令和2年度	第3次 行政改革大綱	・ 地方交付税の段階的縮減 ・ 合併前に各町で建設された重複、かつ老朽化した公共施設
令和3～ 令和7年度	第4次 行政改革大綱	・ 地方交付税の合併算定替え終了による段階的な減額が終了 ・ 人口減少社会への対応

◆ 第1次～第4次大綱の概要

	基本方針	具体的な取組み
第1次 行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機構・組織の見直し</li> <li>○職員の定員と給与の適正化</li> <li>○事務事業の見直しとコスト削減</li> <li>○公営施設の民営化と統廃合の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の担うべき役割の重点化</li> <li>●機構組織の再編整備</li> <li>●定員管理及び給与の適正化</li> <li>●人材育成の推進</li> <li>●公正の確保と透明性の向上</li> <li>●電子自治体の推進</li> <li>●財政健全化</li> </ul>
第2次 行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択と集中による行財政運営</li> <li>○効率的な組織の構築</li> <li>○人事管理の適正化</li> <li>○健全で持続可能な財政基盤の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務事業の見直し</li> <li>●地域協働の推進、情報の共有化</li> <li>●職員定数の削減</li> <li>●人材の育成</li> <li>●効率的でわかりやすい組織づくり</li> <li>●財政の健全化</li> <li>●自主財源の確保</li> </ul>
第3次 行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択と集中による行財政運営</li> <li>○健全な財政運営</li> <li>○効率的な組織の構築と職員力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務事業の見直し</li> <li>●地域協働の推進、情報の共有化</li> <li>●公共施設の適正管理</li> <li>●財政の健全化</li> <li>●債権の適正管理</li> <li>●自主財源の確保</li> <li>●歳出の抑制</li> <li>●効率的な組織の構築</li> <li>●職員力の向上</li> </ul>
第4次 行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選択と集中による行財政運営</li> <li>○健全で持続可能な財政基盤の確立</li> <li>○スマート自治体の推進</li> <li>○効率的な組織の構築と職員力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務事業の見直し</li> <li>●地域協働の推進</li> <li>●財政の健全化</li> <li>●債権の適正管理</li> <li>●自主財源の確保</li> <li>●歳出の抑制</li> <li>●行政手続のデジタル化</li> <li>●行政事務の効率化</li> <li>●効率的な組織の構築</li> <li>●職員力の向上</li> </ul>

◆ 財政効果

	財政効果	主な効果額（財政効果額の上位3項目のみ）
第1次 行政改革大綱	約25億3千万円 ※H17年比	・庁舎経常経費の見直し 12億6千万円 ・定員適正化計画推進 6億6千万円 ・イベント等補助金見直し 1億1千万円
第2次 行政改革大綱	約6億7千万円 ※H22年比	・定員適正化計画推進 6億3千万円 ・遊休財産売却 3千万円 ・市長等給与削減 1千万円
第3次 行政改革大綱	約30億4百万円 ※H27年比	・ふるさと応援寄附の推進 23億6千万円 ・定員適正化計画の推進 6億1千万円 ・遊休財産の利活用 5千2百万円
第4次 行政改革大綱	約45億8千万円 ※R2年比 ※R3～R6の4年間	・ふるさと応援寄附の推進 38億9千万円 ・定員適正化計画の推進 3億7千万円 ・遊休財産の利活用 2億3千万円

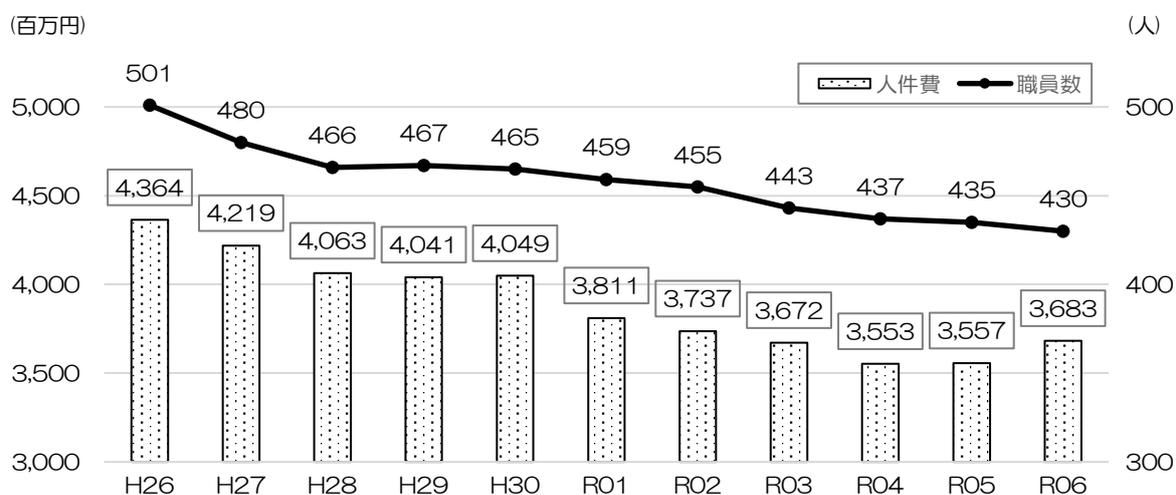
◆ 職員の定員適正化計画の進捗状況（各年度4月1日現在の人数）

単位：人

項 目	合併時	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画職員数	626	617	599	578	562	550	540	528	507	487
実績職員数		612	592	562	547	532	524	517	501	480
比較増減	—	▲5	▲7	▲16	▲15	▲18	▲16	▲11	▲6	▲7
項 目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画職員数	466	471	470	463	467	460	447	452	447	440
実績職員数	466	467	465	459	455	443	437	435	430	425
比較増減	0	▲4	▲5	▲4	▲12	▲17	▲10	▲17	▲17	▲15

※職員数は、市で任用している職員、ただし、短時間職員は除く。

◆ 市の職員に係る人件費・職員数の状況



※人件費は、会計年度任用職員及び一部事務組合派遣職員を除き、指導主事は含む。

行政改革大綱及び集中改革プランに基づく取組により、経常収支比率や実質公債費比率といった財政指標はここ数年悪化しておらず、県内他自治体と比較しても良好な比率を保っています。

◆ 各種の財政指標の推移

項目		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
財政力指数		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
経常収支比率		87.2	86.2	88.9	88.1	86.5
実質公債費比率		-4.1	-4.8	-4.9	-5.2	-5.7
地方債残高		23,173,352	22,192,644	20,299,274	19,771,840	20,454,591
積立金残高		16,939,986	16,403,467	16,610,869	17,077,383	18,136,825
内 訳	財政調整基金	3,383,406	3,377,549	3,378,070	3,529,600	4,169,423
	減債基金	4,233,309	3,427,110	2,904,432	2,840,672	2,850,763
	その他の基金	9,323,271	9,598,808	10,328,367	10,707,111	11,116,639

【指標用語の説明】

財政力指数：行政活動を行うのにどのくらい自力で財源を調達できるかを表したもので、指標が大きいほど財政力が強い（「1」を超える市町村には、普通交付税は交付されない）。

経常収支比率：財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標。使途を制限されない経常的な収入（地方税や交付税等）に対する経常的な支出（人件費や公債費等）の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、状況の変化に柔軟に対応できる。

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。（例 年収に占める借金返済額）

◆ 県内13市 財政指標比較表（令和5年度ベース）

順位	標準財政規模		財政力指数		経常収支比率		実質公債費比率		地方債現在高			積立金現在高				
	市名	百万円	市名	%	市名	%	市名	%	市名	百万円	対標財 %	市名	百万円	対標財 %		
1	長崎市	100,530	大村市	0.62	西海市	87.8	南島原市	-5.2	南島原市	19,772	115.3	大村市	39,437	178.7		
2	佐世保市	60,543	諫早市	0.59	南島原市	88.1	西海市	0.7	雲仙市	21,175	129.3	西海市	17,353	142.7		
3	諫早市	34,945	長崎市	0.57	雲仙市	89.4	平戸市	3.3	諫早市	45,748	130.9	雲仙市	21,326	130.2		
4	大村市	22,066	佐世保市	0.53	対馬市	90.4	雲仙市	4.3	西海市	19,229	158.2	平戸市	14,258	108.8		
5	南島原市	17,155	松浦市	0.53	平戸市	91.3	佐世保市	5.5	佐世保市	100,845	166.6	南島原市	17,077	99.5		
6	対馬市	17,007	島原市	0.42	松浦市	92.0	島原市	5.5	大村市	39,487	178.9	五島市	16,191	97.8		
7	五島市	16,554	西海市	0.29	五島市	93.9	諫早市	7.3	島原市	22,113	182.4	対馬市	15,650	92.0		
8	雲仙市	16,374	雲仙市	0.28	佐世保市	94.2	壱岐市	7.6	松浦市	17,313	187.1	松浦市	8,494	91.8		
9	平戸市	13,104	南島原市	0.25	壱岐市	95.1	五島市	8.4	平戸市	24,704	188.5	壱岐市	9,932	79.4		
10	壱岐市	12,510	平戸市	0.24	島原市	95.5	対馬市	8.8	壱岐市	23,795	190.2	諫早市	21,911	62.7		
11	西海市	12,156	五島市	0.24	諫早市	96.5	大村市	8.9	五島市	34,741	209.9	島原市	7,228	59.6		
12	島原市	12,121	壱岐市	0.22	長崎市	97.9	長崎市	10.4	対馬市	40,147	236.1	長崎市	41,951	41.7		
13	松浦市	9,255	対馬市	0.20	大村市	98.2	松浦市	10.7	長崎市	263,750	262.4	佐世保市	22,549	37.2		
財政指標等の国県平均値		県13市平均		0.38	県13市平均		94.7	県13市平均		7.1	県13市平均		195.4	県13市平均		73.6
		県平均		0.39	県平均		94.0	県平均		7.0	県平均		191.8	県平均		75.2
		全国平均 (R4)		0.49	全国平均 (R4)		92.2	全国平均 (R4)		5.5	全国平均 (R4)		176.7	全国平均 (R4)		56.4

※標準財政規模：公共団体の標準的な一般財源（地方税や普通交付税などの総額で、市が自由に使えるお金のこと）。

## 2 行政改革の必要性

これまでの行政改革によって歳出の抑制や歳入の増加などに一定の成果をあげることができたものの、本市を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

### (1) 厳しさを増す財政状況への対応

令和7年度をもって合併特例事業債が終了します。また、人口減少による税収の減少や令和7年度国勢調査結果の地方交付税への反映などにより、将来の歳入減少が見込まれています。

その一方で、物価高騰による経常的経費の増加や、社会インフラ等の老朽化に伴う設備更新など、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このため、歳入と歳出の均衡がとれた財政運営を目指す取組が必要です。

### ◆ 市税・地方交付税の歳入決算の状況

単位：千円・%

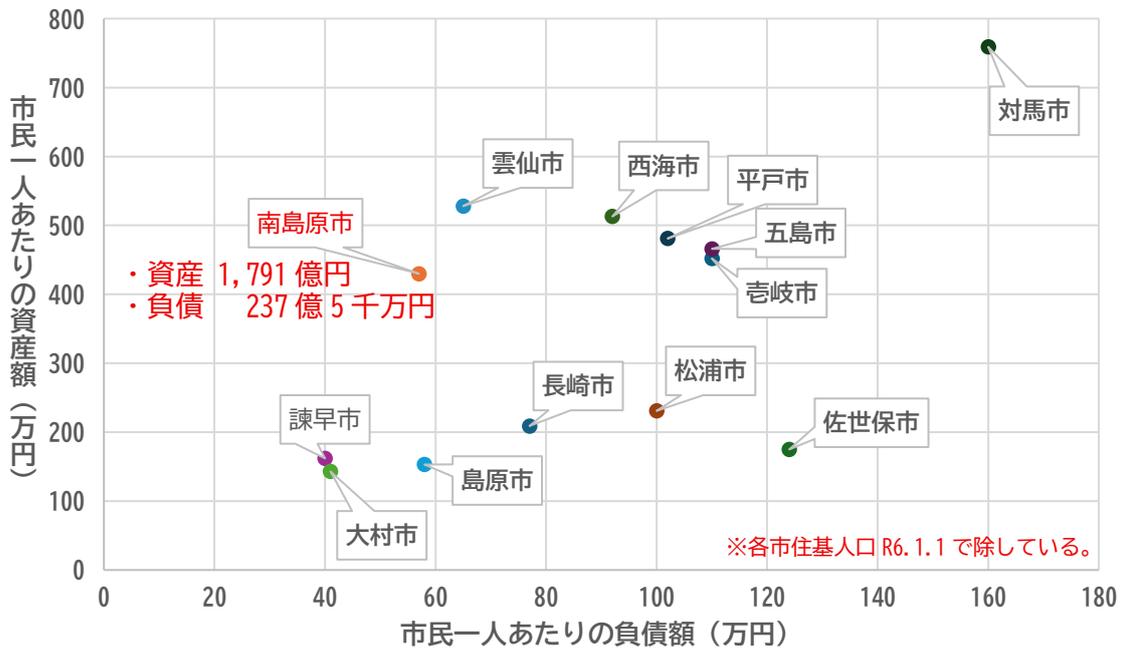
区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	3,695,541	10.3	3,688,109	10.2	3,497,640	9.6
市町村民税	1,418,950	3.9	1,378,639	3.8	1,234,197	3.4
固定資産税	1,772,955	4.9	1,803,790	5.0	1,759,979	4.8
軽自動車税	209,522	0.6	211,471	0.6	216,058	0.6
市町村たばこ税	286,781	0.8	282,224	0.7	273,298	0.7
入湯税	7,333	0.1	11,985	0.1	14,108	0.1
地方交付税	13,161,083	36.8	12,970,633	35.8	13,224,195	36.4
普通交付税	12,181,628	34.1	12,009,691	33.1	12,278,050	33.8
特別交付税	979,455	2.7	960,942	2.7	946,145	2.6

### ◆ 性質別歳出決算の状況

単位：千円・%

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的経費	15,039,842	44.6	14,059,587	41.3	14,861,777	43.0
人件費	4,228,174	12.5	4,265,441	12.5	4,437,435	12.8
扶助費	6,475,653	19.2	6,223,414	18.3	6,862,254	19.9
公債費	4,336,015	12.9	3,570,732	10.5	3,562,088	10.3
投資的経費	5,667,566	16.8	5,789,076	17.1	6,436,500	18.7
普通建設事業費	4,706,810	14.0	5,387,510	15.9	6,165,548	17.9
災害復旧事業費	960,756	2.8	401,566	1.2	270,952	0.8
消費的経費	8,513,458	25.2	9,144,422	26.8	8,186,983	23.7
物件費	3,537,345	10.5	3,605,949	10.6	3,518,689	10.2
維持補修費	271,186	0.8	282,633	0.8	221,661	0.6
補助費等	4,704,927	13.9	5,255,840	15.4	4,446,633	12.9
その他経費	4,521,461	13.4	5,064,702	14.8	5,085,453	14.6
積立金	2,039,217	6.0	2,531,863	7.4	2,572,527	7.4
投資及び出資金・貸付金	25,000	0.1	110,000	0.3	113,000	0.3
繰出金	2,457,244	7.3	2,422,839	7.3	2,399,926	6.9
合計	33,742,327	100.0	34,057,787	100.0	34,570,713	100.0

◆市民一人あたりの資産額と負債額の関係（令和5年度一般会計ベース）

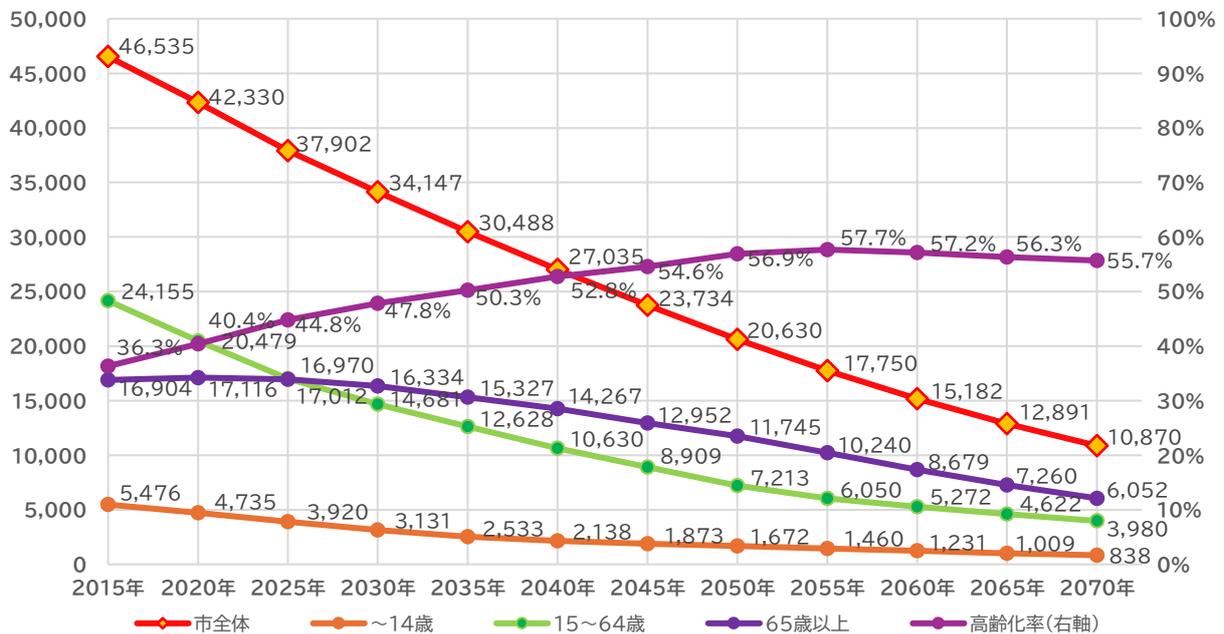


・資産額：市道、学校施設、公営住宅、公民館、図書館、基金など(過去から現在に至る建設事業等の実績)  
・負債額：地方債(借金)、退職手当引当金など

(2) 人口減少社会への対応

生産年齢人口の減少に伴う地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、多様化する行政ニーズにも対応していかなければなりません。

人口減少に応じて職員も減少するなかにあつて、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければできない業務に注力できるよう、本市においても国が推進する「デジタル行政改革」に沿って行政事務の効率化を進めるなど、「人口減少社会に対応した行政」の構築に積極的に取り組む必要があります。



### 3 行政改革の基本項目

行政改革の必要性で述べた人口減少等による「歳入の減少」をはじめ、経常経費の増加や社会インフラ等の老朽化による「歳出の増加」、少子高齢化やデジタル・トランスフォーメーションによる「社会情勢の変化」等への対策として、これまでと同様「健全な財政運営の確立」、「簡素で効率的な行政運営の推進」、「持続可能な行財政運営」の3点を行財政改革の基本的な柱と位置づけ、これを実現するため、次の3つの項目を第5次行政改革大綱の基本項目に掲げ、具体的な実施計画を策定し、行政改革に取り組むこととします。

#### ◆基本項目

1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
3. 効率的な組織の構築と職員力の向上

### 4 第5次行政改革大綱の実施期間と推進体制

#### （1）実施期間

第5次行政改革大綱の実施期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

#### （2）推進体制

市長を本部長とする「行政改革推進本部」において、実施計画となる集中改革プランを策定し、取り組みを進めます。

また、行政改革の進捗状況を、「行政改革推進委員会」に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

## 5 基本項目の方向性

### (1) 健全で持続可能な財政基盤の確立

#### ■ 財政の健全化

人口減少とそれに伴う地域産業の衰退によって、市税や地方交付税が減少することが見込まれる中、市民にとって必要なサービスを可能な限り維持し、人口減少社会に対応した持続可能な行政運営を行うためには、国や県等の動向を注視しつつ、公会計等による分析と中長期の財政運営の見通しに基づき、(歳出抑制や公共施設総量の縮減等に取り組むなど)健全な財政運営が必要です。

このため、政策評価制度に基づき、公益性・必要性・有効性等の観点による新規事業や建設事業等の評価、補助金等の見直しなどに取り組み、歳出抑制と、本市の課題解決に必要な事業の創出に努めます。

また、第2期の公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、市内公共施設の適正規模・適正配置を確実に進め、将来的な財政負担の軽減を図ります。

#### 【取組の概要】

- ・ 財政運営の検証及び財政指標の公表
- ・ 政策評価制度による事務事業の精査
- ・ 管理経費の抑制
- ・ 公共施設等の適正規模・適正配置の推進

#### ■ 自主財源の確保

本市の財政状況は、歳入の約4割を交付税に依存し財政的な余力に乏しいことから、利用者負担を原則とした使用料・手数料の再設定と適正徴収をはじめ、用途を廃止した公有財産の処分に積極的に取り組み、自主財源の確保に努めます。

また、ふるさと応援寄付の積極的な推進により、地域製品のPRと結び付け地域経済の活性化を図ります。

#### 【取組の概要】

- ・ 公共施設の使用料等の適正徴収
- ・ 遊休公有財産の処分
- ・ ふるさと応援寄付の推進

### (2) デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

#### ■ 行政手続きの市民目線による利便性向上

国が進めるデジタル行財政改革では、その基本的な考え方として、急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現する、とされています。

本市においても、国が推進する「デジタル行財政改革」の取組を進めるため、誰一人取り残さない、市民目線に立った窓口業務改革に取り組むとともに、行政手続きのデジタル化、オンライン化を進めます。

**【取組の概要】**

- ・ 多様なオンラインサービスの導入推進
- ・ 窓口業務の改革
- ・ キャッシュレス決済サービスの推進

**■ 行政事務の効率化**

少子高齢化とそれに伴う人口減少による地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、多様化する行政ニーズに対応するため、行政事務の効率化を図ることが求められています。

このため、職員が、企画立案や地域社会支援、相談業務、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければできない業務に注力できるよう、業務フローの見直しとデジタル技術導入による行政事務の効率化に努めるとともに、各種データを活用したEBPMによる政策形成を進めます。

**【取組の概要】**

- ・ アナログ規制の点検・見直し
- ・ 業務の電子化
- ・ 業務効率化ツールの活用

**(3) 効率的な組織の構築と職員の人材育成**

**■ 効率的な組織の構築**

今後の歳入減少や人口減少などを見越し、市民サービスを維持できる職員数を見極めながら、職員の定員適正化に取り組みます。

また、庁舎老朽化を見据えた支所庁舎の複合化等の検討にあわせ、支所の事務分掌や本庁の組織機構の見直しを進めます。

**【取組の概要】**

- ・ 定員適正化計画の推進
- ・ 本庁・支所の事務分掌、組織機構の再編

**■ 職員力の向上**

限られた職員数の中で、住民福祉を可能な限り維持しつつ、人口減少社会に対応した行政運営を行うためには、職員個々の能力を高める必要があります。

そのため、市の人材育成基本方針に基づき、内容を充実させ、人間性及び知識

の豊かな職員の育成と資質の向上に有効なものとなるよう、計画的に職員研修等を実施するとともに、職員一人ひとりの「やりがい」「やる気」を掘り起こし、個人の能力を最大限に発揮させるため、人事評価の反映方法について研究を重ね、組織を挙げた人材育成に努めます。

また、デジタル・トランスフォーメーションを着実に進めるため、その人材育成に取り組めます。

**【取組の概要】**

- ・ 職員の資質向上と意識改革
- ・ DX人材の育成

## 第4次集中改革プラン取組項目の引継意向一覧

大項目	中	小	項	目	課名	取組内容	5次への 所管課意向	引継ぎ回答理由	引継ぎ後の 大項目
1. 選択と集中による行財政運営	1	1	政策評価による事務事業の総点検		財政課	総合計画に掲げる施策ごとにその達成状況等によって評価するとともに、市の全事業の今後3年間の所要額を把握・精査することで、効率的かつ効果的な行政運営を進める。また、評価結果を予算に反映させるとともに市民へ公表することで、透明性の高い市政を実現する。	継続	政策評価は政策の効果を客観的に把握し、その結果を政策の改善や見直しに活用することで、より効果的で効率的な行政を推進する重要な手段であり、市民に対して行政の説明責任を果たす上でも重要な役割を担っており、今後も厳しい財政状況が続いていく中、引き続き集中的に取り組み必要性があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	2	各種補助金の見直し		人事課	公益性、必要性、妥当性、有効性、公平性の観点から市の全ての補助金を評価するため、補助金等の適正化に向けた基本方針を策定する。また、基本方針に沿って各補助金制度の再検討を行い、補助額や補助対象の適正化を図る。	継続	基本方針に適合した補助金等の制度となるよう、継続した見直し作業を行う必要があるため、今後5年間も集中的な改革項目として掲げるもの。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	3	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進		人事課・管財契約課	財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置の実現のため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を推進する。また、不要な施設を廃止することによる維持管理コストの削減を図る。	継続	本市の人口規模に応じた公共施設の適正規模・適正配置を積極的に取り組む必要があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	4	高齢福祉施設の適正配置に向けた基本方針の策定		福祉課	人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、市内高齢者福祉施設等の適正規模・適正配置に向けた基本方針を策定する。	継続	各施設とも一定数の利用があり、当面は利用状況の推移を注視しながら進める必要がある。引無田生活館は、建物譲渡・解体等について市の方針決定後の協議となるため、今後も取り組みが必要な項目であるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	5	市営住宅の適正規模・適正配置		都市計画課	市営住宅の適正規模・適正配置及び適正管理を目的として市営住宅長寿命化計画について、令和5年度の見直し時期にあわせて、今後見込まれる人口減少を勘案した計画に更新し、市営住宅の適正規模、適正配置を進める。	継続	「市営住宅長寿命化計画」（令和15年度まで）に基づき、計画期間においては継続して適正規模・適正配置に向けた取り組みが必要であるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	6	公園の適正規模・適正配置基本計画の決定		都市計画課	人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、公園の適正規模・適正配置に向けた長期的な方向性を示す基本方針を策定する。	継続	令和7年度に策定予定である基本方針をもとに、公園の適正規模・適正配置に向けた取り組みが必要であるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	7	市内小中学校適正規模・適正配置基本計画の策定		教育総務課	人口減少社会に適応した持続可能な地域社会の構築を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置に向けた長期的な方向性を示す基本方針を策定する。	取組終了	令和7年度中に基本方針を策定するため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	8	社会教育施設の適正配置に向けた基本方針策定		生涯学習課	人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした社会教育施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。	継続	社会教育施設の基本方針を令和8年度策定予定の公共施設等総合管理計画に基づく個別計画に盛り込むことから、個別計画に沿った所管施設の適正配置などを引き続き進める必要があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	9	社会体育施設の適正配置に向けた基本方針策定		生涯学習課	人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした社会教育施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。	継続	社会体育施設の基本方針を令和8年度策定予定の公共施設等総合管理計画に基づく個別計画に盛り込むことから、個別計画に沿った所管施設の適正配置などを引き続き進める必要があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	10	教育文化施設の適正配置に向けた基本方針策定		文化財課	人口減少社会に適応した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適正配置を前提とした教育文化施設の適正配置に向けた基本方針を策定する。	継続	新規施設が設置されることから、既設の資料館などの役割について総合的に見直しや改善する必要があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	11	指定管理者制度の導入の推進		管財契約課	民間事業者の活力や発想を取り入れることにより、公の施設にかかる管理運営の効率化及び利用者のサービス向上を図る。	継続	利用者の満足度を上げ、利用者のサービス向上を図るため、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れる方針を進める。また、引き続き指定管理の公募、選定委員会の開催に努める。指定管理施設の所管課で、運営の方法や施設管理の効率化に取り組む。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	1	12	コミュニティ原城及び原の館（原城温泉真砂）のあり方		商工観光課	採算性、地域振興、観光振興等を考慮し、施設機能を維持するための手法を探しながら、持続可能な運営方法等について検討する。	取組終了	集中改革プランで掲げた目標を達成したため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立

第4次集中改革プラン取組項目の引継意向一覧

大項目	中	小	項 目	課名	取組内容	5次への 所管課意向	引継ぎ回答理由	引継ぎ後の 大項目
1. 選択と集中による行財政運営	2	1	市民団体との協働の推進	地域づくり課	市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し支援を行う。	取組終了	改めて、集中改革プランへの記載について精査した結果、行政改革大綱の主旨である「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」、「持続可能な行財政運営」に寄与する事業ではないと判断したため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
1. 選択と集中による行財政運営	2	2	地域運営組織設立支援	地域づくり課	将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が自主性を持ち、安心して住み続けられる地域を目指して、市民協働による地域課題の解決を図るため、「地域運営組織」の設立を支援する。	取組終了	改めて、集中改革プランへの記載について精査した結果、行政改革大綱の主旨である「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」、「持続可能な行財政運営」に寄与する事業ではないと判断したため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	1	1	中期財政計画による財政運営の検証及び財政指標の公表	財政課	健全な財政基盤の確立及び維持を図るため、毎年度の決算を基に「財政計画」の検証を行い、財政指標を公表する。 また、必要に応じて計画の見直しを行う。	継続	財政状況を検証することは安定した財政運営を行う上で必要である。また、健全化判断比率の指標の公表により、市民に本市の財政状況を知ってもらうことは必要な取り組みであるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	1	債権管理の適正化に向けた検証	財政課	債権管理の適正化を図るため、毎年債権管理担当課会議を開催し、債権管理マニュアル等の検証を行い、市民負担の公平性確保及び事務の効率化に努める。	取組終了	令和3年度に債権管理条例を制定し、各債権の所管部局においては、平成30年12月に策定した南島原市債権管理マニュアルをもとに運用されているため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	2	市税等の滞納徴収強化	税務課	納税相談や納付指導と共に、生活状況や担税力を把握するため財産調査や家宅搜索を行い、差押などの処分を実施することで滞納未収入金額の減少に努める。また、口座振替の推進や、新たな納付手段の導入など、より納税しやすい環境を整備する。	継続	自主財源の確保と税負担の公平性担保は重要事項であるため、継続して実施していく必要がある。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	3	雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化	福祉課	生活困窮者・多重債務者については、個別相談のうえ償還額を決め、定期的な償還につなげる。 債務者・保証人が死亡または自己破産、遺族の相続放棄により督促する対象者がいない場合は、免責手続きの方法について検討する	継続	債権回収や、債権管理条例に基づく債権放棄の検討など、今後も引き続き取り組むべき項目であるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	4	保育料の滞納徴収強化	こども未来課	滞納者に対して、納入相談の実施により本人の自覚を促すとともに、個別徴収の実施により納入促進を図る。	継続	公平、平等な費用負担のため、継続して徴収を行う必要がある。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	5	住宅使用料金の滞納徴収強化	都市計画課	家賃滞納者に対して、訪問指導・徴収等により滞納家賃の納入促進を図るとともに、連帯保証人に対し納付指導を実施していく。また、納付に応じない滞納者へは、住宅の明渡し請求や、連帯保証人への滞納家賃の支払い請求を実施し、滞納額の減少を図る。	継続	依然として滞納額が増加傾向にあるため、上記方針に基づき、訪問指導・徴収等を強化する必要があるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	6	水道料金の滞納徴収強化	水道総務課	未収金の解消を図るために、給水条例に基づいた適正な納付督促や給水停止の措置を行うなど、徴収強化に努める。指定期日までに納付のない未納者については訪問徴収を実施する。	継続	債権管理条例の制定により「債権放棄」・「不納欠損処理」など、今後も引き続き取り組むべき項目であり、また給水条例に基づき徴収強化に努めることは安定した事業経営の一助になるだけでなく公平・公正性の観点からも必要性があるため、実施に向けて引き続き取り組む。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	2	7	保護費返還金の滞納徴収強化	保護課	年間計画を策定し、計画的に督促・催告を行い納付の勧奨に努める。また、徴収対策会議を年に2回開催し、納付状況等を確認後、必要に応じて個々の滞納者に合わせた履行計画の策定・見直しを行うとともに、債権管理台帳の整備・活用に努める。	継続	保護廃止となった者からの納付を促進すべく、今後も継続した取り組みを行う必要がある。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	3	1	広告料収入の確保	総務秘書課	市の広報紙、ホームページ、公用車などを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することで、自主財源の確保と地域経済の活性化を図る。	継続	広告料収入の確保は、市の財政基盤の強化に寄与する重要な収入源であり、地域の発展やサービス向上に資するものです。また、市の財政の透明性と信頼性の確保や、更なる収入増加の可能性、地域活性化などに寄与するため継続が必要である。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	3	2	ふるさと応援寄附の推進	地域づくり課	寄附に要する経費の見直しや寄附額の再設定などにより、国の指定基準を満たすとともに、ふるさと応援寄附のお礼の品の開発に取り組み、自主財源の確保と特産品の消費拡大による地域活性化を図る。	継続	自主財源の確保は、重要であるため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立

## 第4次集中改革プラン取組項目の引継意向一覧

大項目	中	小	項	目	課名	取組内容	5次への 所管課意向	引継ぎ回答理由	引継ぎ後の 大項目
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	3	3	遊休財産の利活用		管財契約課	市が所有する財産のうち、用途廃止した財産や備品等を利活用するとともに、利活用の用途がないもので売却可能なものは売却し、財産の有効活用と自主財源の確保を図る。	継続	財産の有効活用と自主財源の確保を図ると同時に、普通財産の更なる売却推進を図るため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	3	4	使用料・手数料の見直し		財政課	財政運営の健全性と行政サービスの水準の確保を図ることを目的として、使用料及び手数料を受益者負担の原則に基づいた適正な額に見直すための方針を示す。	継続	物価やエネルギー価格高騰などの社会情勢の変動に合わせ、適正な額に改定し、自主財源の確保を図りながら安定した財政運営を目指すための取り組みとして必要のため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	4	1	旅費の見直し（宿泊料の統一）		人事課	旅費及び費用弁償に関する条例における宿泊費を、日当等と同様に設定単価を統一し、旅費の削減や旅費支出事務の簡素化を図る。	取組終了	宿泊料の特別職と一般職の区分が統一され解消したことを受け、取り組みが達成されたため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	4	2	時間外勤務の抑制		人事課	人件費の抑制と職員の健康管理及びワークライフバランスの確立に向け、増加傾向にある時間外の現状維持・縮減を図る。	継続	継続することで、職員への意識づけができ、職場環境を変えることに繋がっており、そのためにも継続することが大切である。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立	4	3	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進		環境課	夏季、冬季の節電対策により職員の省エネ、省資源化の意識向上を図り、使用実績に合わせた対策を講じる。 電力需給の推移を注視しながら、節電対策の強化に取り組む。	継続	地球温暖化対策推進法に基づき策定した市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組であり、集中改革プランの主旨に合致するため。	1. 健全で持続可能な財政基盤の確立
3. スマート自治体の推進	1	1	マイナンバーカードの取得推進		市民課	マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、マイナンバーカードについて分かり易く周知を図るとともに、本市の普及状況にあった取組方法を検討し、マイナンバーカードの取得を推進する。	継続	マイナンバーカードによる社会保障制度が今後も拡大するため、マイナンバーカードの普及が必要であるため。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	1	2	各種申請のオンライン化の推進		防災課	行政事務の効率化と迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、電子申請も可能な手続の拡大を行う。	継続	各種申請のオンライン化は住民の利便性を高めるだけでなく、行政サービス全体の効率性や持続可能性に寄与する重要な取り組みであるため、少なくとも今後5年間は集中的な改革項目として掲げる必要がある。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	1	3	工事における電子入札の拡大		管財契約課	公共工事の透明性と公平性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の対策として、工事金額1,000万円未満の指名競争入札に、市内業者へアンケート調査を行いながら、電子入札を拡大する。	継続	電子入札の対象拡大を行い、公共工事の透明性と公平性を高める必要があるため。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	2	1	押印申請の見直し		総務秘書課	申請手続の簡素化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る新たな生活様式を推進するため、押印申請の見直しを行う。	継続	補助金関係で押印見直しが進んでいない部署があるため、今後も引き続き取り組む必要がある。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	2	2	AI、RPA等の利活用		防災課	申請書等から業務システムへのデータ入力作業、機械的な条件判断を伴う作業について、AI、RPA等のICTを活用することで行政事務の効率化を図る。	継続	AI-OCRやRPA、ノーコードツールの推進は、業務効率化を図り、作業時間の削減や人為的ミスの軽減に寄与する重要な取り組みである。これらのツールの活用は、組織全体の生産性向上につながることから、少なくとも今後5年間は集中的な改革項目として掲げる必要がある。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	2	3	電子決裁の推進		総務秘書課	行政事務の効率化と迅速化を図るとともに、ペーパーレス化を推進するため、全ての決裁を電子化する。	継続	電子決裁は一定進捗しているが、工事など添付資料がシステムに登録できないものがあるため、併用決裁を検討する必要がある。	2. DXの推進
3. スマート自治体の推進	2	4	庁内における会議の効率化		防災課	WEB会議及びペーパーレス化の推進により、庁内における会議の効率化を図る。	継続	ペーパーレス化の推進に継続して取り組むことは、行政改革における重要な要素であるため。	2. DXの推進

## 第4次集中改革プラン取組項目の引継意向一覧

大項目	中	小	項	目	課名	取組内容	5次への 所管課意向	引継ぎ回答理由	引継ぎ後の 大項目
3. スマート自治 体の推進	2	5	職員の出退勤管理のシステム 化による業務の効率化		人事課	出退勤管理システムを導入し、出退勤時間の把握、時間外勤務時間の集計におけ る事務の簡素化を図り、業務の効率化を行う。	取組終了	出退勤管理システムにより出退勤、時間外勤務時間の集計を一体的に導入する予 定だったが、出退勤については導入・維持コストが高額であるため、時間外勤務時 間に特化したシステムを導入した。次期計画ではフリーソフトを活用した出退勤に 特化したシステム導入を検討しているが、出退勤では行政コスト削減には繋がらな いことと一定の取組が完了したため、取組を終了する。	2. DXの推進
4. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成	1	1	定員適正化計画の推進		人事課	第2次定員適正化計画に基づき、新規採用者数を退職者数の概ね2/3に抑制 し、職員数の適正化を図る。また、国における定年延長の動向に注視し、必要に応 じて定員適正化計画を見直す。	継続	引き続き、定員適正化計画の検証を図りながら、効率的な組織の構築に努めてい く。	3. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成
4. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成	1	2	支所機能の適正配置に向けた 基本方針の策定		人事課	人口減少社会に適應した行政機能の維持を図るため、公共施設等の適正規模・適 正配置を前提とした支所機能の適正配置に向けた基本方針を策定する。	変更して継続	本市がおかれている財政状況や公共施設等の状況から今後も引き続き取り組むべ き項目であり、また機構組織や行政庁舎の長期的な再編を目指すものであることか ら、今年度策定する実施方針に基づき支所機能の適正配置に取り組む必要がある。 少なくとも今後5年間は支所機能再編に向けた具体的な取り組みを実施するため集 中の改革項目として変更し掲げるもの。	3. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成
4. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成	2	1	職員の資質向上と意識改革		人事課	人材育成基本方針（改定）に基づき、市民ニーズの多様化など職員を取り巻く環 境の変化に、限られた職員数でも対応できるよう、人材育成、組織力強化を推進す る。また、適正な人事評価の実施により、職員一人ひとりの「やりがい」「やる 気」を掘り起こし、自己啓発、自己開発を促すことで個人の能力を最大限に発揮さ せるとともに、組織をあげて人材の育成に取り組んでいく。	継続	人口減少が進んでいる中で、職員の増員は難しい状況下であるため、職員の能力 向上が求められるため、引き続き、職員の資質向上を行う必要があるため。	3. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成
4. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成	2	2	公共工事の品質確保		管財契約課	工事の日常監理及び成績評価に関する能力の向上と公平性を確保するため、研修 等を通じて職員の資質向上に努める。	継続	公共工事の品質確保、工事の日常監理と成績評価に関する能力の向上及び、研修 等を通じて職員の資質向上を図る必要があるため。	3. 効率的な組織 の構築と職員の人 材育成